

旬刊  
2018年6月  
下旬号

# 福利厚生

ISSN1343-568X  
No.2250

特集

2018年度

## 福利厚生関連税制のあらまし

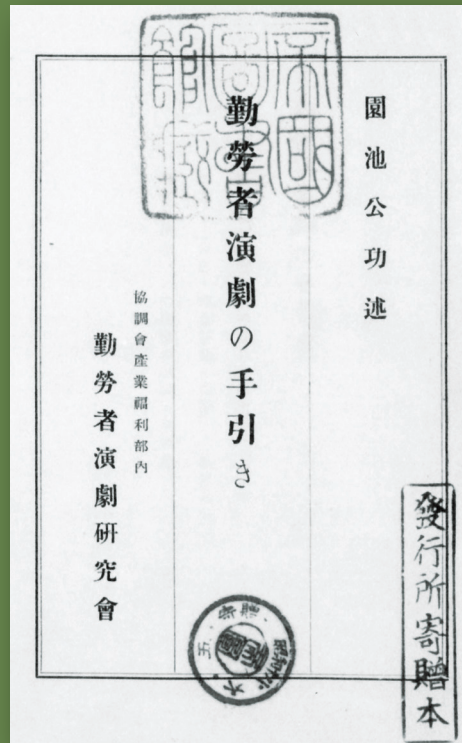
今,福利厚生がおもしろい!(58) 西久保浩二

人口動態統計の概数まとまる(厚生労働省 2017年)

福利厚生ナナメ読み(124)『三池炭鉱 宮原社宅の少年』

福利厚生アラカルト(6月上旬分)

旬刊福利厚生の上半期主要記事索引(2018年1月上旬号~6月下旬)



福利厚生関連史資料  
シリーズ⑫

### 勤労者演劇の手引き

工業化が進むなかで、従業員の「余暇の善用」は経営者の重要課題となった。時短、処遇改善によって、労働者に時間的・金銭的余裕が生じると、浪費や悪癖に染まることを懸念し、福利厚生での支援が求められた。本書の勤労者演劇もその1つで、職場全体で協力して舞台・小道具の作成や練習に当たり、最終的には観客も巻き込み大勢で楽しめるものにするので、「良い職場」を作れるとした。(1936年刊)

(国立国会図書館蔵)

## 特集

2018年度

## 福利厚生関連税制のあらまし

新たに始まる制度/改定, 期限延長された制度/その他の小改正	5
福利厚生関連税制の項目別索引の水準	6
1 共通事項	9
2 社宅・独身寮・寄宿舍	14
3 貯蓄・持ち株・NISA	17
4 住宅借入金、取得費	19
5 職場給食費	24
6 通勤・交通費	24
7 ユニホーム	26
8 育児・育英費	26
9 教育訓練費	28
10 健康・医療費	29
11 レク関連費	31
12 共済会・互助会	33
13 社会保険料	38
14 公的給付・補償	41
15 慶弔災害給付	42
16 小口借付金	46
17 自社製品割引など	47
18 保険関係費	47
19 旅費・海外渡航費	51
20 交際費・寄付金	54
21 退職給付・年金	56
22 カフェテリアプラン	61
参考 ストック・オプション	62

連載 第58回

今、福利厚生がおもしろい！ 西久保浩二…… 61  
 経営効果の理論的背景を探る — 福利厚生と余暇⑥ —

人口動態

人口動態統計の概数まとまる（厚生労働省 2017年）…… 63

シリーズ

福利厚生ナナメ読み(124)『三池炭鉱 宮原社宅の少年』…… 39

アラカルト

福利厚生アラカルト（6月上旬分）…… 40

索引

旬刊福利厚生の上半期主要記事索引（2018年1月上旬号～6月下旬号）… 21

お知らせ

消費者物価指数の全国4月分、都区部5月分は7月上旬号に掲載いたします。

ホームページアドレス <http://www.rouken.com>

小社の出版物の案内・購入ご注文にもご利用下さい。

2018年度の税制改正における福利厚生関連項目では、資産形成を支援する「つみたてNISA」がスタートした。企業主導型保育施設の新設などに当たり、割増償却を認める特別制度も設けられた。これに伴い、くるみん認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度は廃止された。このほかには、交際費非課税の期限延長、NISA利用促進のための非課税口座簡易開設届出書、法人税の引下げ、住宅借入金の経済的利益の判定に用いる特例基準割合による利率が1.7%→1.6%となった。

## 新たに始まる制度

18年度の税制改正において、福利厚生に関連する主な改正点は別表のとおり。

新設されたのは、「つみたてNISA」と「企業主導型保育に係わる割増償却」の2制度。

**つみたてNISA** 長期・積立・分散投資について、配当・譲渡益への所得税・住民税が最長20年間非課税となる制度で、積立上限は年間40万円、全期間合算で800万円となる。なお、通常のNISAとは選択適用となる。

**企業主導型保育施設の割増償却** 青色申告書を提出する法人が、18年4月1日から20年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産（遊戯用の構築物、遊戯具、家具および防犯設備など）の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等および構築物については15%）の割増償却が可能。

これに伴い、16年度の税制改正に盛り込まれた「次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却制度

（くるみん税制）」は、適用期限の到来により18年3月31日をもって廃止された。

## 改定、期限延長された制度

**NISA** 非課税口座の開設手続きの利便性の向上を目的に、非課税口座の開設をしようとする居住者等は、営業所の長に対し、非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとされた。

**交際費非課税の期限延長** 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長され、20年3月31日までとなる。接待飲食費の50%の損金算入の特例の適用期限も2年延長された。

## その他の小改正

このほかには、生命・地震保険料控除や住宅借入金等特別控除の申請・手続きに当たり、電磁的方法が認められるようになる（20年度以降）。住宅借入金の経済的利益の判定に用いる特例基準割合による利率が1.7→1.6%に、法人税の引き下げなどがあった。

### 別表

### 福利厚生関連税制の18年度の新設・改正点

区分	あらまし	適用時期	区分	あらまし	適用時期
つみたてNISA (新設) 18頁	・少額からの積立・分散投資を促進する目的で創設。現行NISAとは選択適用 ・上限は年間40万円×20年間の800万円 ・譲渡所得等について、所得税・住民税が非課税となる	18年1月1日～37年12月31日	NISA (改正) 18頁	・利用促進を目的とした利便性向上措置の実施 ①非課税適用確認書の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出 ②所轄税務署長による確認	19年1月1日以降届出書提出分
交際費課税 特例の延長 (改正) 54頁	・交際費等の損金不算入について、期限を2年延長する	～20年3月31日	企業主導型 保育施設の 割増償却 (新設) 19頁	・企業主導型保育施設用資産の取得等をして、保育事業の用に供した場合には3年間12%（建物等・構築物は15%）の割増償却が可能	18年4月1日～20年3月31日

# 福利厚生関連税制の項目別索引

右側の数字は掲載頁

## ■共通事項

- ・課税所得の範囲 9
- ・収入とすべき金額、算入すべき金額 9
- ・給与所得の範囲と所得の額 9
- ・経済的利益の範囲 9
- ・法人等の資産の専属の利用による経済的利益の額 9
- ・非課税所得の範囲 10
- ・非課税とされる職務上必要な給付 10
- ・消費税、地方消費税の税率 10
- ・消費税込み価格（総額表示）の義務と表示期間 10
- ・消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取り扱い 11
- ・消費税の非課税の範囲 11
- ・雑所得とは 12
- ・雑所得の例示 12
- ・現物給与の取り扱い 13
- ・一時所得とは 13
- ・一時所得の例示 13
- ・ISO9000取得のために審査機関に支払う手数料 13

## ■社宅・独身寮・寄宿舍

- ・使用人住宅、小規模住宅等の通常の賃貸料相当額の課税基準 14
- ・固定資産税の課税標準額 14
- ・通常の賃貸料の額の細目 14
- ・使用人への住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算 14
- ・固定資産税の課税標準額の改訂があったときの賃貸料相当額（月額）の改算を要しない場合 15
- ・集合住宅の家賃、共益費、管理費等の消費税の判定 15
- ・役員に貸与した住宅の賃貸料相当額への課税基準 15
- ・役員に貸与した住宅等の経済的利益の判定上のプール計算 16
- ・役員に貸与したマンションの管理費 16
- ・役員に貸与したマンションの共用部分の取り扱い 16
- ・社員に家具等を貸与した場合の経済的利益 16

- ・独身寮の賃貸料相当額の計算 16
- ・寄宿舍等の電気代など 16
- ・寄宿舍等の貸与による使用料収入 16
- ・家賃補助金への課税 17
- ・職務上の必要に基づく社宅・寮等の貸与 17

## ■貯蓄、持ち株・NISA

- ・財形貯蓄の利子等の非課税限度額 17
- ・転職に伴う財形貯蓄非課税措置適用手続きの期限の延長 17
- ・社内預金引当信託における社内預金者の課税関係 17
- ・従業員持ち株会の構成員たる使用人の範囲 17
- ・育児休業中の財形貯蓄への利子所得等の非課税 18
- ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税（NISA） 18
- ・NISAの非課税措置 18
- ・ジュニアNISA 18
- ・非課税期間終了後の上限額撤廃（ロールオーバー） 18
- ・つみたてNISA 18

## ■住宅借入金、取得費

- ・住宅借入金等特別税額控除 19
- ・住宅借入金等特別税額控除の適用 19
- ・基準利率 19
- ・無利息または著しく低い金利の住宅借入金 19
- ・利息相当額の評価 19
- ・特例基準割合による利率 19
- ・共済会等からの借入金 19
- ・共済会等からの融資が使用者からの借入金とされる要件 20
- ・居住開始年の途中で転勤命令により転居し、その後再居住した場合の住宅借入金等特別控除の適用の可否 20
- ・住宅の値引き販売による経済的利益 20
- ・住宅借入金特別控除額（住宅ローン控除） 20
- ・父母、祖父母などから住宅取得

- 資金の贈与を受けたときの贈与税の扱い 23
- ・住宅の三世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例 23
- ・三世帯同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除 23
- ・三世帯同居改修工事の定義 23

## ■職場給食費

- ・食事の評価 24
- ・食事の支給による経済的利益がないものとする場合 24
- ・残業・宿直・日直者に支給する食事 24
- ・深夜勤務者への夜食代の支給 24
- ・宿日直料および宿日直勤務者への食事に対する課税特例 24

## ■通勤・交通費

- ・通勤手当非課税の原則 24
- ・障害者が2km未満を交通用具で通勤する場合の通勤手当の非課税限度額 25
- ・通勤手当の非課税限度額 25
- ・新幹線を利用した場合の非課税とされる通勤手当 25
- ・数カ所に勤務する者への通勤費 25
- ・アルバイトの通勤手当 25
- ・通勤手当と住宅手当を合算支給する場合の非課税の判定 25
- ・ノー・マイカーデー制度利用者への通勤手当 26
- ・時間外勤務が深夜に及ぶときのホテル代 26
- ・緊急業務での出勤時に支給するタクシー代 26

## ■ユニホーム

- ・職務上着用が義務付けられている制服、身用品の支給・貸与 26
- ・制服に準ずる事務服、作業服など 26
- ・背広支給の経済的利益 26

## ■育児・育英費

- ・企業主導型保育施設の割増償却 26
- ・父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い 26
- ・非課税とされる奨学金 27

・通常の給与に加算して受ける学 資に充てるため給付される金品	27	・レク行事非参加者に支給される 金銭の評価	33	った保険料	41
・使用人等に給付される学資金	27	■ <b>共済会・互助会</b>		■ <b>公的給付・補償</b>	
・特別の関係がある者が使用人で ある場合の取り扱い	27	・法人でない社団の範囲	33	・健保傷病手当金など	41
・祖父母などから教育資金の一括 贈与を受けたときの贈与税の扱 い	27	・非収益事業所等の非課税	33	・付加給付	41
・従業員の遺児への育英資金	28	・法人の課税取得の範囲、税率	33	・業務上災害の補償金	41
・〇〇販売店遺児育英制度に基づ いて給付される年金などの扱い	28	・福利厚生を主たる目的として組 織された従業員団体の収入・支 出の損益の帰属	34	・労災法の特別支給金	41
■ <b>教育訓練費</b>		・従業員団体の損益帰属の特例	34	・遺族の受ける年金	41
・使用人に技術の習得等をさせる ために支給する金品	28	・収益事業を行なう法人の経理区 分	34	・国家公務員の殉職により遺族に 授与された賞じゅつ金への課税	42
・技能の習得または研修等のため に支出した費用の取り扱い	28	・人格のない社団等から受ける収 益の分配金	34	・厚生年金給付への公課	42
・従業員の研修費用	28	・福利厚生団体の解散に伴う一時 金の取り扱い	34	・失業保険金に相当する退職手当、 休業手当金等の非課税	42
・講習会の出席費用の負担	28	・人格のない社団等が財産の全部 を分配した場合の残余財産の確 定	34	■ <b>慶弔災害給付</b>	
■ <b>健康・医療費</b>		・収益事業の定義	35	・結婚祝金品など	42
・特定健診・保健指導に係る自己 負担額の医療費控除の取り扱い	29	・収益事業を行っていないこと の判定	35	・創業記念品など	42
・〇〇エアロビクスセンターの入 会金などの取り扱い	29	・非営利法人の主たる事業の判定	35	・永年勤続者への記念品など	43
・特定保健指導の指導料	29	・収益事業の範囲	35	・自由に選択できる永年勤続者表 彰記念品	43
・特定保健指導に基づく運動施設 の利用料	29	・物品販売業の範囲	36	・定年退職者の海外慰安旅行	43
・温泉型健康増進施設の利用料	30	・事業場を設けて行なわれるもの とは	36	・創立記念に従業員、元従業員等 に支給する記念品	43
・運動療法施設の利用料金	30	・労働者派遣業の範囲	36	・成績優秀者への海外旅行の経済 的利益	43
・特定一般用医薬品等購入費を支 払った場合の医療費控除の特例	30	・委託契約等による事業	36	・発明等に係る報奨金	43
・派遣医が支給を受ける診療の報 酬など	30	・本来の事業が収益事業に該当す る場合	36	・心身の損害への見舞金	44
・医療費控除と控除対象の範囲	30	・共済事業の収益判定	36	・葬祭料、香典、災害見舞金など	44
・医療費を補填する保険金等の範 囲	30	・継続して行なうものの定義	37	・労災保険法、給与規定とは別に 支払われる補償金	44
・医療費を補填する保険金等に当 たらないもの	31	・収益事業の所得の運用	37	・社葬の費用	44
・人間ドックの費用負担	31	・金銭貸付業に該当しない共済貸 付	37	・贈与税の対象とならない弔慰金 など	44
■ <b>レク関連費</b>		・低廉な宿泊施設の要件	37	・非常用食料品の取り扱い	45
・福利厚生施設などの提供による 経済的利益	31	・共済会等からの借入金	37	・従業員への災害見舞金	45
・レク費用の判定	31	・共済会等からの融資が使用者か らの借入金とされる要件	37	・自社製品の被災者への提供費用	45
・慰安旅行の費用の要件	32	■ <b>社会保険料</b>		・災害、疾病時の資金貸付	45
・使用者が負担する（ゴルフクラ ブの）入会金	32	・社会保険料控除	38	・災害時に取引先に低利または無 利息でした融資	45
・使用者が負担する（ゴルフクラ ブの）年会費など	32	・使用人契約の保険契約に係る経 済的利益	38	・使用者が負担する役員、使用人 の行為に基因する損害賠償金等	45
・レジャークラブの入会金	32	・使用者が負担する少額な保険料	38	■ <b>小口借付金</b>	
・使用者が負担する（レジャーク ラブの）入会金など	33	・使用者が負担した使用人等の負 担すべき社会保険料	38	・課税しない無利息貸付など	46
		・健保組合の健康保険料の事業主 負担による経済的利益	38	・利息相当額の評価	46
		・外国の社会保障制度の下で支払		・平均調達金利による貸付金	46
				・経済的利益が5,000円以下の貸付 金	46
				・金銭貸付業に該当しない共済貸 付	46
				・共済会等からの借入金	46
				■ <b>自社製品割引など</b>	
				・商品、製品等の値引き販売	47

・使用者が支給する商品、製品等の評価	47	・非課税とされる在外手当	52	・法人が支出した年金掛金等	58
<b>■保険関係費</b>		・非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料	52	・確定給付企業年金の給付額から控除する「加入者負担額」	58
・非課税とされる保険金、損害賠償金など	47	・海外渡航費の範囲	52	・小規模企業共済等掛金控除	58
・使用者契約の保険契約等に係る経済的利益	47	・非課税とされる定年退職者への海外慰安旅行費	52	・中退共制度への移行による打切支給の退職手当等として支払われる給与	59
・使用人契約の保険契約等に係る経済的利益	48	・成績優秀者を対象とした海外旅行の経済的利益への課税	53	・企業型確定拠出年金の加入者掛金の源泉控除等	59
・使用者が負担する少額な保険料	48	・業務の遂行上必要な海外渡航の判定	53	・確定拠出年金の掛金の損金算入	59
・使用者が負担した使用人等の負担すべき生命保険料	48	・業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行を併せ行なったときの旅費	53	・確定拠出年金の加入者掛金控除	59
・養老保険の経済的利益	48	・同業者団体等が行なう視察のための団体海外渡航費の取り扱い	53	・確定拠出年金の拠出限度額	59
・事業主が従業員に掛けている養老保険の生存給付金、満期保険金を受領した場合	49	・国内で勤務する外国人に休暇帰国旅費として支給する金品	53	・確定拠出年金の非課税拠出限度額（月額）	59
・使用者契約の定期付き養老保険の経済的利益	49	<b>■交際費・寄付金</b>		・確定拠出年金への移行による打切支給を退職手当等として支払われる給与	59
・使用者契約の障害特約等を付した保険の経済的利益	49	・交際費等の意義	54	・個人型の確定拠出年金への全員加入による打切支給が退職手当等として支払われる給与	59
・定期保険の経済的利益	49	・給与等との区分	54	・確定給付企業年金への移行に伴い厚年基金プラスアルファ部分相当額を一時金として支給した場合の取り扱い	60
・非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料	49	・福利厚生費と交際費等との区分	54	・引き続き勤務する従業員に支払われる確定給付企業年金の制度終了に伴う一時金	60
・身体に損害を受けた者以外の者が支払いを受ける傷害保険金など	50	・交際費等の損金算入	54	・確定給付企業年金の給付減に伴い支給される一時金の課税	60
・法人が負担する傷害保険特約等の保険料	50	・交際費等の範囲と金額	54	・企業型確定拠出年金の導入により支払われる適格退職年金契約の解除一時金の課税上の扱い	60
・法人が支払う介護費用保険の保険料を損金または必要経費に算入する時期と課税関係	50	・役員・使用人に支給される交際費など	55	・適格年金廃止後も継続する退職年金契約	60
・高度障害保険金等に該当するもの	50	・接待を受けるためのタクシー代	55	・遺族が受ける給与および公的年金等および退職手当など	60
・所得補償保険金の定義	50	・講師への給食費	55	・年金支給による退職金の評価および遺族年金	60
・海外の危険地域在住の従業員の損害保険契約の掛金を会社が負担する場合の経済的利益	51	・販売代理店等の従業員の健康診断費用	55	・受給者が掛金を拠出することで退職後に支給される年金	61
・定退者医療保険制度の保険料	51	・社交団体の入会金	55	・定年前退職者への転進助成金	61
<b>■旅費・海外渡航費</b>		・社交団体の会費等	55	<b>■カフェテリアプラン</b>	
・職務遂行、転任、退職者の遺族の転居のための旅行費用	51	・同業団体等の会費	55	・カフェテリアプランによるポイントの付与を受けたとき	61
・非課税とされる旅費の範囲	51	・取引先への災害見舞金など	55	・カフェテリアプランによる旅行費用等の補助を受けたとき	61
・非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分	51	・自社製品等の被災者への提供	55	・カフェテリアプランによる医療費等の補助を受けたとき	62
・単身赴任者が会議等に合わせ帰宅するときに支給される旅費	51	・被災者のための義援金等の範囲	56	<b>■参考</b>	
・単身赴任者が職務上の旅行等を行なった場合に支給される旅費	52	・寄付金控除の額の計算	56	・ストック・オプション	62
・単身赴任者等に支給するいわゆる着後滞在費	52	・県の津波対策施設等の整備に企業が支出する寄付金に係る税務	56		
		<b>■退職給付・年金</b>			
		・退職手当等の範囲	56		
		・退職手当等とみなす一時金	56		
		・退職所得の金額	56		
		・退職金前払い制度で退職金を廃止する場合の取り扱い	57		
		・受給者が掛金を拠出することにより退職時に使用者から支払われる一時金の収入金額	57		
		・非課税年金の範囲	57		
		・法人が契約する個人年金保険の保険金の取り扱い	57		

## 福利厚生に関連する税の取り扱い

(2018年6月1日現在) ※太字は新設・改正部分

### 目次 (カッコ内は掲載頁)

1 共通事項 (9)	7 ユニホーム (26)	13 社会保険料 (38)	19 旅費・海外渡航費(51)
2 社宅・独身寮・寄宿舎 (14)	8 育児・育英費 (26)	14 公的給付・補償 (41)	20 交際費・寄付金 (54)
3 貯蓄・持ち株・NISA (17)	9 教育訓練費 (28)	15 慶弔災害給付 (42)	21 退職給付・年金 (56)
4 住宅借入金, 取得費 (19)	10 健康・医療費 (29)	16 小口借付金 (46)	22 カフェテリアプラン (61)
5 職場給食費 (24)	11 レク関連費 (31)	17 自社製品割引など (47)	参考 ストックオプション (62)
6 通勤・交通費 (24)	12 共済会・互助会 (33)	18 保険関係費 (47)	

※関係法等欄の「質疑応答事例」は17年7月1日, 「タックスアンサー」は, 17年4月1日時点の法令・通達等に基づいている。

	区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
共 通	1-1	課税所得の範囲	①非永住者以外の居住者 すべての所得が課税対象 ※②～⑤は略	所得税法第7条
	1-2	収入とすべき金額, 算入すべき金額	1 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額または総収入金額に算入すべき金額は, その年において収入すべき金額(金銭以外の物または権利その他経済的な利益をもって収入する場合には, その金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額)とする。 2 金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額は, 当該物もしくは権利を取得し, または当該利益を享受するときにおける価額とする。 3 略	所得税法第36条
	1-3	給与所得の範囲と所得の額	給与所得とは, 俸給, 給料, 賃金, 歳費および賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。 給与所得の額は, その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。	所得税法第28条
事 項	経済的利益	1-4 経済的利益の範囲	経済的利益には, 次に掲げるような利益が含まれる。 ① 資産の譲渡を無償または低い対価で受けた場合の資産の価額または対価の額との差額に相当する利益 ② 土地, 家屋その他の資産(金銭を除く)の貸与を無償または低い対価で受けた場合における通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益 ③ 金銭の貸し付けまたは提供を無利息または通常の利率よりも低い利率で受けた場合における通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益 ④ ②および③以外の用役の提供を無償または低い対価で受けた場合における用役について通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益	所得税基本通達36-15
		1-5 法人等の資産の専属的利用による経済的利益の額	法人または個人の事業資産を専属的に利用することで個人が受ける経済的利益の額は, 通常支払うべき使用料その他対価相当額(利用者の利用料を控除した額)とする。	所得税法施行令第84条の2

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1 共 通 事 項 ( 続 き )	1-6 非課税所得の範囲	次に掲げる所得については、所得税を課さない。 ① 遺族の受ける恩給、年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る） ② 給与所得者が勤務場所を離れて職務を遂行するための旅行、転任に伴う転居の旅行、就職・本人の退職・死亡退職者の遺族が転居のための旅行をした場合に支給される金品で、通常必要であると認められるもの ③ 給与所得者で通勤するものが通勤に必要な交通機関の利用または交通用具のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、通常必要であると認められる部分 ④ 給与所得者が使用者から受ける金銭以外のもの（経済的利益を含む）で職務の性質上欠くことのできないもの ⑤ 国外勤務居住者の受ける給与のうち、国内勤務で受ける通常の給与に加算して受ける在勤手当 ⑥ 学資に充てるため給付される金品（給与その他对価の性質を有するものを除く） ⑦ 相続、遺贈、贈与により取得したとみなされるもの ⑧ 損害保険契約に基づき支払いを受ける保険金、損害賠償金で、心身に加えられた損害または突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの	所得税法第9条
	1-7 非課税とされる職務上必要な給付	所得税法第9条第1項第6号の非課税所得（項目1-6の④）は次に掲げるものとする。 ① 船員法第80条（食料の支給）により支給される食料その他政令により無料で支給された食料 ② 給与所得者が職務の性質上使用者から支給される制服その他身回品 ③ 給与所得者が使用者から前号に規定する制服その他の身回品の貸与を受けたことによる利益 ④ 国家公務員宿舎法第12条（無料宿舎）の規定で無料で宿舎の貸与を受けることによる利益その他職務の遂行上やむを得ない必要に基づき指定された場所に居住するための家屋の貸与を受けることによる利益	所得税法施行令第21条
	消費税	1-8 消費税、地方消費税の税率	14年4月1日より 消費税率 6.3% 地方消費税率 1.7% 合計 8.0%
	1-9 消費税込み価格（総額表示）の義務と表示期間	消費者向けの価格表示では税込み価格（総額表示）が義務付けられている。ただし、特例で「現に表示する価格が税込み価格であると誤認されないための措置」が講じられている場合を除く。	消費税転嫁対策特別措置法第10条



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1 共 通 事 項 ( 続 き )	1-10 消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取り扱い	<p>1 給与と所得等に対する源泉徴収 給与等が物品または用役などにより支払われる場合において、価額に消費税および地方消費税の額が含まれているときは、含めた金額が給与等の金額となる。</p> <p>2 非課税限度額の判定 所得税基本通達36-22（課税しない経済的利益…創業記念品など）、36-38の2（食事の支給による経済的利益はないものとする場合）に定める非課税限度額の適用に当たっては、当該経済的利益につき、所定の評価方法により評価を行なった金額から、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって、非課税限度額を超えるかどうかの判定を行なうこととする。</p> <p>また「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する取り扱いについて」通達に定める非課税限度額の適用についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>注 上記の金の10円未満の端数は、切り捨てる。</p>	消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取り扱いについて（法令解釈通達） 14・改正
	1-11 消費税の非課税の範囲	<p>① 利子を対価とする貸付金、信用の保証としての役務の提供、合同運用信託、公社債投資信託、信託報酬を対価とする役務の提供、保険料を対価とする役務の提供、その他これらに類するもの。</p> <p>② 次に掲げる療養もしくは医療またはこれらに類するものとしての資産の譲渡等</p> <p>イ 健康保険法等に基づく療養の給付および入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費または特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費または家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>ロ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付および医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付および医療費または一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費または基準該当療養介護医療費の支給に係る医療</p> <p>ハ 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付および療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行なわれる医療の措置および医療に要する費用の支給に係る医療</p> <p>ニ 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払いを受けるべき被害者に対する当該支払いに係る療養</p> <p>ホ 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるもの）、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く）その他これらに類するもの</p> <p>ヘ 教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費など料金を対価とする部分に限る）</p> <p>ト 土地の譲渡、貸し付け、住宅の貸し付け</p>	消費税法別表第一（第6条関係）

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1           共通事項 (続き)	1-12 雑所得とは	<p>雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。</p> <p>① 雑所得の金額は次の金額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額</li> <li>・その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額</li> </ul> <p>② 公的年金等控除額は、次の金額の合計額とする。ただし、合計額が70万円に満たないときは70万円。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・50万円</li> <li>・その年中の公的年金等の額から50万円を控除した残額の次の区分に応じそれぞれに掲げる金額               <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該残額が360万円以下の場合 当該残額の100分の25に相当する金額</li> <li>ロ 当該残額が360万円を超え720万円以下の場合 90万円と当該残額から360万円を控除した金額の100分の15に相当する金額との合計額</li> <li>ハ 当該残額が720万円を超える場合 144万円と当該残額から720万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額</li> </ul> </li> </ul>	所得税法第35条
	1-13 雑所得の例示	<p>次に掲げる所得は雑所得に該当する。</p> <p>① 勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの</p> <p>② 人格のない社団等の構成員が受ける収益の分配金（清算分配金、脱退による持ち分の払戻金を除く）</p> <p>③ 役務の提供の対価が給与とされる者の契約金</p> <p>④ 就職に伴う転居のために支払いを受けた旅行費用のうち、通常必要であると認められる範囲を超えるもの</p> <p>⑤ 役員・使用人が職務に関連して取引先から贈与等により取得する金品</p> <p>⑥ 法人の株主等がその地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で配当所得とされないもの</p> <p>⑦ 所得税法施行令第183条、184条1項、185条、186条の年金に係る雑所得の金額の計算の規定の適用を受ける年金</p> <p>⑧ 株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的利益で配当所得とされないもの</p>	所得税基本通達35-11・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
1 共 通 事 項 ( 続 き )	1-14 現物給与の取り扱い	<p>給与は、金銭で支給されるのが普通だが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物、権利その他の経済的利益をもって支給されることがある。</p> <p>① 物品その他の資産を無償または低い価額により譲渡したことによる経済的利益 ② 土地、家屋、金銭その他の資産を無償または低い対価により貸し付けたことによる経済的利益 ③ 福利厚生施設の利用など②以外の用役を無償または低い対価により提供したことによる経済的利益 ④ 個人的債務を免除または負担したことによる経済的利益</p> <p>これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされるが、現物給与には金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取り扱いが定められている。</p>	源泉徴収のあらましより	
	一時所得	1-15 一時所得とは	<p>一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。</p> <p>① 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。 ② 一時所得の特別控除額は50万円（50万円に満たない場合は当該残額）とする。</p>	所得税法第34条
		1-16 一時所得の例示	<p>次の所得は一時所得に該当する。</p> <p>① 人格のない社団等の解散により受ける清算分配金または脱退により受ける持ち分の払戻金 ② 労働基準法第114条（付加金の支払い）の規定により支払いを受ける付加金 ③ 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるものおよび継続的に受けるものを除く） ④ 生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金</p>	所得税基本通達34-11・改正
	1-17 ISO9000取得のために審査機関に支払う手数料	<p>審査登録機関に支払う審査登録料金（申込金、基本設計料、予備審査費、登録料等）、登録後料金（サーベランス料、更新審査料、登録維持料等）は、損金の額に参入して差し支えない。</p>	質疑応答事例 法人税（その他の損金8）	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿 舎	賃貸料相当額の計算 2-1 使用人住宅、小規模住宅等 ※の通常の賃貸料相当額の課税基準  ※小規模住宅等とは、床面積132m <sup>2</sup> 以下（木造以外は99m <sup>2</sup> 以下）	下記の「通常の賃貸料相当額（月額）」の50%以上を徴収しているときは非課税（社有社宅、借上社宅共通）とする（敷地のみ貸与は対象外）。  ・賃貸料相当額（月額）＝その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%＋12円×（その家屋の総床面積m <sup>2</sup> ÷3.3m <sup>2</sup> ）＋その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%	所得税基本通達36-45、同36-41  ※9頁の所得税法施行令第84条の2参照
	2-2 固定資産税の課税標準額	家屋等に対する固定資産税の課税標準額は、賦課期日である1月1日における固定資産の価格として固定資産課税台帳に登録されている。 土地と家屋については、原則として3年ごとに価格の見直しが行なわれる。	質疑応答事例 源泉所得税（給与所得23）
使用人住宅	2-3 通常の賃貸料の額の細目	15頁の2-7の所得税基本通達36-40または本頁の2-1の同36-41により通常の賃貸料の額を計算する場合には、それぞれ次による。  ① 例えば、1棟の建物の一部である場合または1筆の土地の一部である場合のように、固定資産税の課税標準額が貸与した家屋または敷地以外の部分を含めて決定されている場合 当該課税標準額を基として求めた通常の賃貸料の額をその建物または土地の状況に応じて合理的に按分するなどにより、貸与した家屋、敷地に対応する通常の賃貸料の額を計算する。 ② 住宅等の固定資産税の課税標準額が改訂された場合 その改訂後の課税標準額に係る固定資産税の第1期の納付期限の属する月の翌月分から、改訂後の課税標準額を基として計算する。 ③ 住宅等が年途中で新築された家屋のように固定資産税の課税標準額が定められていないものである場合 当該住宅等と状況の類似する住宅等に係る固定資産税の課税標準額に比準する価額を基として計算する。 ④ 住宅等が月途中で役員の居住の用に供されたものである場合 居住の用に供された日の属する月の翌月分から、通常の賃貸料の額を計算する。	所得税基本通達36-42
	2-4 使用人への住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算	すべての使用人からバランスのとれた賃貸料を徴収している場合には、徴収賃貸料の合計額が賃貸料相当額（月額）の合計額の50%相当額以上であれば、これらすべての使用人につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする。 一括してこれらの合計額の計算が困難なときは1カ所または数カ所の事業所等の区分に応じて行なって差し支えない。	所得税基本通達36-48 11・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿	2-5 固定資産税の課税標準額の改訂があったときの賃貸料相当額（月額）の改算を要しない場合	<p>① 改訂後の課税標準額が現に通常の賃貸料相当額（月額）の額の計算の基礎となっている課税標準額に比し20%以内の増減にとどまるとき。</p> <p>② 20%以内であるか否かの判定は、使用人に貸与したすべての住宅等を一括してまたは1カ所もしくは数カ所の事業所等の区分ごとに行なって差し支えない。</p>	所得税基本通達36-46 11・改正
	2-6 集合住宅の家賃、共益費、管理費等の消費税の課税・非課税の判定	<p>集合住宅においては、施設の使用料または役務の提供の対価を家賃や共益費として收受する場合、またはこれらと別建てで收受する場合があるが、それぞれの場合についての取り扱いの基本的な考え方は次のとおり。</p> <p>① 家賃……住宅の貸し付けとは別に貸し付けの対象となっていると認められる施設や動産部分およびサービス部分については、一括家賃として收受したとしても合理的に区分のうえ課税対象となる。</p> <p>したがって、①通常単独で賃貸借やサービスの目的物となる駐車場施設、プール・アスレチック施設等については、全住宅の貸し付けについて付属する場合や住人のみの利用が前提となっている場合など、住宅に対する従属性がより強固な場合にのみ非課税とされ、②もともと居住用としての従属性が認められる倉庫や家具などの施設または動産については、全体を家賃として收受している以上、非課税として取り扱う。ただし、入居者の別注により賃貸借の対象となっているものは課税となる。</p> <p>② 共益費……住宅を共同で利用する上で居住者が共通に使用すると認められる部分の費用を居住者に応分に負担させる性格のものについては、共益費、管理費等その名称にかかわらず非課税となる。</p> <p>③ 別建請求する各種料金……個別に内容を判定することとなるが、②の共益費に該当するもの以外は、課税対象となる。</p>	質疑応答事例 消費税（非課税（住宅の貸し付け）5）
舎 （ 続 き ）	2-7 役員に貸与した住宅の賃貸料相当額（月額）への課税基準	<p>下記の「賃貸料相当額（月額）」と徴収する使用料との差に課税</p> <p>① 通常の賃貸料の額（月額）＝〔その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%（木造以外は10%）＋その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%〕×1/12 ※木造家屋以外の家屋は耐用年数30年超の住宅用建物を指し、30年以下は木造家屋とする。</p> <p>② 借上社宅の場合の賃貸料相当額（月額）＝家賃の50%または上記算式による額のいずれか多い額</p> <p>③ 床面積132㎡以下（木造以外は99㎡以下）は、社有、借り上げとも、14頁の項目2-1の所得税基本通達36-41（小規模住宅の通常の賃貸料相当額）の計算式による</p> <p>④ 床面積240㎡超など社会通念上一般に貸与される住宅を超える豪華社宅の通常の賃貸料＝時価による</p>	所得税基本通達36-40～42  源泉所得税個別通達95.4.3

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身	役員住宅 (続き) 2-8 役員に貸与 した住宅等の経済 的利益の判定上の プール計算	すべての役員からバランスのとれた賃貸料を徴収している場合に、徴収賃貸料の合計額が15頁の項目2-7の所得税基本通達36-40、14頁の同2-1の同36-41、14頁の同2-3の同36-42、所得税基本通達36-43(通常の賃貸料の額の計算の特例)の賃貸料相当額(月額)の合計額以上であれば、これらすべての役員につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする(いわゆる豪華社宅はプール計算から除く)。	所得税基本通 達36-44 11・改正
	2-9 役員に貸与 したマンションの 管理費	管理費等が家主に支払う賃借料の額に含まれて支払われているときであっても、その総額によって「通常の賃貸料の額」(所得税基本通達36-40)を計算して差し支えない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得24)
	2-10 役員に貸 与したマンション の共用部分の取り 扱い	マンションの1室を会社が借り受けてこれを役員に貸与した場合の「通常の賃貸料の額」の計算は次のとおり。 ①「固定資産税の課税標準額」は、共用部分を含めて判定する。 ②「小規模住宅等」かどうかは、共用部分を含めて判定する。 ③「通常の賃貸料の額」の算定は、社宅としてのその資産の利用の対価に相当する額を算出しようとするもので、共用部分も含めて判定すべき。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得22)
寮 ・ 寄	2-11 社員に家具等を貸与した 場合の経済的利益	自社所有またはリースによる家具等を役員・従業員に貸与する場合の経済的利益は、社宅の賃貸料相当額の計算とは区分して評価する。 評価は、その家具等を貸与した場合に通常支払われる対価の額となるが、自社所有の場合は定額法によって減価償却費相当額を基礎として合理的に算出した額をもって経済的利益の額とする。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得25)
宿 舎 ( 続 き )	2-12 独身寮の 賃貸料相当額(月 額)の計算	各室の賃貸料相当額は、14頁の項目2-1の所得税基本通達36-41の計算式で求めた建物全体の額に各部屋の専用面積を乗じ、建物全体の専用面積で除して求める(相部屋はさらに同居者数で除す)。 ・各室の通常の賃貸料の額 = $A \times B \div C$ A = その建物全体の評価算式で計算した通常の賃貸料 B = 各部屋の専用面積 C = その建物全体の専用面積	所得税基本通 達36-41、36 -45など(小 社刊『福利厚 生の税百科』 による)
	2-13 寄宿舍等 の電気料など	使用者が寄宿舍(これに類する施設を含む)の電気、ガス、水道等の料金を負担することによる経済的利益は、当該料金の額が居住に通常必要であると認められる範囲内のものであり、かつ各人ごとの使用部分に相当する金額が明らかでない場合に限り、課税しなくて差し支えない。	所得税基本通 達36-26
	2-14 寄宿舍等 の貸与による使用 料収入	使用人に寄宿舍等を利用させることにより受ける使用料に係る所得は、当該事業から生ずる所得に該当する。	所得税基本通 達26-8

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿 舎 ( 続 き )	2-15 家賃補助金への課税	給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費および賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。(したがって、家賃補助金は給与として課税対象になる)	所得税法第28条第1項	
	2-16 職務上の必要に基づく社宅・寮等の貸与	社宅や寮等を無償提供している場合でも、使用者が職務遂行の必要に基づき居住場所（公邸を含む）を指定したものであるときは、貸与を受けることによる経済的利益には課税しない。具体的には、次のようなものが該当する。  ① 船舶乗組員の船室 ② 常時交替制で昼夜作業に従事するため常時早朝または深夜に出退勤する者に提供する家屋または部屋 ③ 時間外勤務を常例とする看護師、守衛等および勤務場所を離れての居住困難者に提供する家屋または部屋 ④ 次に掲げる家屋または部屋 イ 早朝または深夜勤務を常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込み使用人に提供する部屋 ロ 季節的労働に従事する期間に提供する部屋 ハ 鉱山の採掘場勤務者に提供する家屋または部屋 ニ 工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業所等の構内またはこれに隣接する場所に設置されているものの部屋	所得税基本通達9-902・改正	
3 貯 蓄 ・ 持 ち 株 ・ N I S A	財形貯蓄			
	3-1 財形貯蓄の利子等の非課税限度額	55歳未満の勤労者は財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄を合わせ元本550万円までへの利子等は非課税とする（保険型商品の財形年金貯蓄は元本385万円まで）。	租税特別措置法第4条の2、同第4条の3	
	3-2 転職に伴う財形貯蓄非課税措置適用手続きの期限の延長	新たな勤務先で従前の財形住宅（年金）貯蓄に継続して非課税措置の適用を受けるためには旧勤務先退職などの日から2年経過日までに手続きをすることができる。	租税特別措置法施行令第2条の19	
	3-3 社内預金引当信託における社内預金者の課税関係	〔照会〕 協会加盟各社では、企業が社内預金者に対して負担する社内預金の元本の払い戻し債務の履行を確保するため、保全措置として、企業を委託者兼収益受益者、社内預金者を元本受益者とし、会社破綻等の一定の事由が生じたときに元本受益権が行使される単独運用信託（社内預金引当信託）を取り扱っている。 今回、元本受益者は会社破綻等の事由が生ずるまでは受益権を有しないこととするなどの見直しをした。見直し後の契約に基づく元本受益者である社内預金者に係る課税関係は、どのように取り扱うべきか。 〔回答〕 1 社内預金引当信託の設定時においては、元本受益者である社内預金者に課税関係は生じない。 2 会社破綻等の事由が生じ、元本受益権が行使され、元本受益者である社内預金者が信託財産から弁済を受けた場合、社内預金元本額以下の部分の金額については、所得税法上の課税所得にはならない。	文書回答事例 所得税 国税庁 08.2.25	
	持ち株	3-4 従業員持ち株会の構成員たる使用人の範囲	法人税法施行令第4条の2第2項第1号〈支配関係および完全支配関係〉の「当該法人の使用人」には、使用人としての職務を有する役員は含まれないことに留意する。	法人税基本通達1-3の2-410・新設

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
3 貯蓄・持ち株・NISA（続き）	3-5 育児休業中の財形貯蓄への利子所得等の非課税	<p>① 勤労者が、育児休業等の申告書を、休業開始日までに勤務先等を経由して所轄税務署長に提出した場合には、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に基づき休業等の開始の日の直前に金銭等の払い込みをすべき日から終了の日後最初に金銭等の払い込みをすべき日（以下「再開日」）までの間は、金銭等の払い込みがないときであっても、引き続き非課税措置を適用する。</p> <p>② 再開日に払い込みがなかった場合には、①にかかわらず、財形住宅（年金）貯蓄の利子等については、非課税措置は適用しない。</p> <p>③ これらの改正は、15年4月1日以後に申告書を提出する場合について適用される。</p>	租税特別措置法施行令第2条の21の2、同附則4	
	NISA	3-6 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税（NISA）	<p>① 20歳以上の居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」）内に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税を課さない。</p> <p>② 居住者等が、非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。</p> <p>③ 19年1月1日以降、非課税口座簡易開設届出書の提出による非課税口座の開設が可能に</p>	租税特別措置法第9条の8、同37条の14
		3-7 NISAの非課税措置	NISAの非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を16年1月1日以後120万円とする。	租税特別措置法第9条の8、同37条の14
		3-8 ジュニアNISA	<p>20歳未満の居住者等について、ジュニアNISAを創設する。未成年者口座に設けた次の勘定区分に応じ、非課税期間内に支払いを受けるべき上場株式等の配当等および期間内に譲渡した譲渡所得には所得税を課さない。</p> <p>①非課税管理勘定 設定できる年 16～23年の各年 非課税期間 5年間</p> <p>②継続管理勘定 設定できる年 24～28年 非課税期間 20歳である年の前年の12月31日 16年1月1日以後に開設の申し込みがなされ、同年4月1日より口座に受け入れる上場株式等に適用する。</p>	租税特別措置法第9条の8、同37条の14
		3-9 非課税期間終了後の上限額撤廃（ロールオーバー）（NISA・ジュニアNISA）	<p>上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（口に掲げる株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等</p>	租税特別措置法第37条の14第5項第2号イ17・改正
		3-10 つみたてNISA	<p>家計の安定的な資産形成を支援する観点から少額からの積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を創設</p> <p>年間の投資上限額 40万円 ※従来型NISAとの選択適用</p> <p>非課税期間 20年間（37年まで） 投資対象 投資信託</p> <p>投資方法 契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資</p>	18・新設



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
4 住 宅 借 入 金 、 取 得 費	4-1 住宅借入金等特別税額控除	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用について その年分の所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除する。 ただし、住宅借入金等には無利息または著しく低い金利（基準利率）であるときとして政令で定める場合には当該住宅借入金等を含まない。	租税特別措置法第41条第14項 同施行令第26条第27項第1号
	4-2 住宅借入金等特別税額控除の適用	次の①または②の住宅借入金等に掲げる金額が、措置法令第26条第27項第1号、第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号、第2号に規定する場合に該当する。 ① 使用者から借り入れた住宅借入金等 その年に支払うべき利息の額の合計額 ② 使用者から利子補給金を受けている住宅借入金等 その年に支払うべき利息の額からその年に支払いを受けた利子補給金の額を控除した残額	租税特別措置法通達41-2113・改正
	4-3 基準利率	財務省令で定める利率は年0.2%の利率とする。	租税特別措置法施行規則第18条の21第16項 17・改正
	4-4 無利息または著しく低い金利の住宅借入金	役員または使用人が無利息または著しく低い金利で事業主から受けた住宅借入金の経済的利益は課税対象となる。課税の判定は項目4-6の特例基準割合による利率による。課税に際しては、貸付利率との差額が給与として課税される（列挙される例外を除く）。	タックスアンサー 源泉所得税 特殊な給与 No.2606
	4-5 利息相当額の評価	使用者が役員・使用人に貸し付けた金銭の利息相当額は、使用者が他から借り入れて貸し付けたことが明らかな場合はその借入利率により、その他の場合は貸し付けをした日の特例基準割合による利率により評価する。	所得税基本通達36-4913・改正
	4-6 特例基準割合による利率	財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合（財務省告示17年12月12日第332号 年0.6%） 租税特別措置法第93条第2項で年1%を加算と規定	財務省告示18・改正 租税特別措置法第93条第2項
	4-7 共済会等からの借入金	共済会等の構成員が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等または増改築に係る借入金は、その共済会等の行なう事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当する。 ※該当するか否かの判定は所得税率は所得税基本通達2-8、2-9による。	租税特別措置法通達41-1513・改正 ※9頁の項目1-4の所得税基本通達36-15③参照

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
4 住 宅 借 入 金 、 取 得 費 （ 続 き ）	住宅借入金 (続き)	4-8 共済会等からの融資が使用者からの借入金とされる要件	共済会等が行なう事業が使用者の事業の一部と認められる場合には、使用者からの借入金として住宅借入金等特別控除の対象となる。	質疑応答事例 所得税(税額 控除16)
	4-9 居住開始年の途中で転勤命令により転居し、その後再居住した場合の住宅借入金等特別控除の適用の可否	住宅の取得等をして家屋を自己の居住の用に供した居住者が、転任の命令その他やむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後、その事由が消滅し、翌年以後、再びその家屋を居住の用に供した場合には、再び居住の用に供した日の属する年以後の各適用年において住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。	質疑応答事例 所得税(税額 控除42)	
4-10 住宅の値引き販売による経済的利益	土地、建物等の不動産の値引き販売による経済的利益は、次の理由から、所得税基本通達36-23の値引き販売の取り扱いを適用できない。  ① 経済的利益の額が極めて多額で、少額不追及の趣旨に添わないこと。 ② 不動産は一般の消費者が自己の生活で通常消費するようなものでないこと。	質疑応答事例 源泉所得 税(給与所得16)		
住宅ローン控除	4-11 住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除)	09年1月1日から21年12月31日までの間に居住の用に供した場合はその年分の所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除する。  ① 新築、中古住宅の取得または増改築等 居住年 控除期間 借入限度額 控除率 最大控除可能額 09～10年 10年間 5,000万円 1.0% 500万円 11年 10年間 4,000万円 1.0% 400万円 12年 10年間 3,000万円 1.0% 300万円 13年 10年間 2,000万円 1.0% 200万円 14年～21年 10年間 4,000万円 1.0% 400万円 ② 認定長期優良住宅の新築で取得をした場合 居住年 控除期間 借入限度額 控除率 最大控除可能額 09～11年 10年間 5,000万円 1.2% 600万円 12年 10年間 4,000万円 1.0% 400万円 13年 10年間 3,000万円 1.0% 300万円 14年～21年 10年間 5,000万円 1.0% 500万円	租税特別措置 法第41条	

# 旬刊 福利厚生の上半期主要記事索引

(2018年1月上旬号～6月下旬号)

## 福利厚生一般

- ・13年間で20～34歳の生活はどう変わったか(厚労省「21世紀成年者縦断調査」) 2239 (1.上)
- ・若者と高齢者の外出率をみる(15年 国 2239 (1.上)  
交省「全国都市交通特性調査」)
- ・特集/人材不足と福利厚生の役割(新春 2240 (1.下)  
座談会)
- ・2040年には「単独世帯」が39.3%に(国 2242 (2.下)  
立社人研「世帯数の将来推計」)
- ・最終段階の医療・ケアをどこでどう受け 2245 (4.上)  
たいか(17年度 厚労省)
- ・特集/中小・中堅企業の福利厚生(18年 2249 (6.上)  
版)

## 福利厚生費

- ・特集/2016年度の福利厚生費(経団連/ 2241 (2.上)  
厚労省/財務省/経産省/JILPT/米労働  
省)
- ・企業福利厚生費季報(財務省)  
(17年4～6月期, 7～9月期) 2246 (4.下)  
(17年10～12月期) 2247 (5.上)
- ・国家公務員の福利厚生水準(16年度) 2245 (4.上)
- ・地方公務員の福利厚生費と事業(16年度 2247 (5.上)  
決算・17年度予算)

## カフェテリアプラン

- ・カフェテリアメニューの消化費用(16年 2241 (2.上)  
度 経団連)
- ・特集/カフェテリアプランの配分額, メ 2243 (3.上)  
ニューと利用実績(17年版 本誌)
- ・特集/地方公務員 カフェテリアプラ 2248 (5.下)  
ンと利用実績(17年度版 本誌)

## アウトソーシング

- ・特集/高付加価値・多機能化が求められる時代の社員食堂アウトソーシングの 2246 (4.下)  
現状(18年度 本誌)
- ・特集/アウトソーサー各社にみる総合 2247 (5.上)  
福利厚生代行システム(18年度 本誌)

## 資産形成

- ・順調なすべりだしをみせた個人型DC(厚 2239 (1.上)  
労省・企業年金連)
- ・住宅地価格と木造建築費の指数(17年9 2240 (1.下)  
月末現在 日本不動産研究所)
- ・財形貯蓄と社内預金の現状(17年3月末 2242 (2.下)  
現在 厚労省「就労条件総合調査」)

- ・2018年4月1日以降の社内預金下限利率 2242 (2.下)  
は年0.5%に据え置き
- ・首都圏と近畿圏のマンション価格(17年 2244 (3.下)  
平均 不動産経済研究所)
- ・特集/住宅価格はいくらになったか(公 2245 (4.上)  
示地価などより本誌推計)
- ・特集/住宅地の平均公示価格と変動率 2245 (4.上)  
(国交省・土地鑑定委員会調べ)
- ・住宅地の平均価格と変動率(国交省「都 2245 (4.上)  
道府県地価調査」)
- ・マンション新規購入者の平均像(17年 2248 (5.下)  
リクルート住まいカンパニー調べ)
- ・1世帯当たり貯蓄額は1,200万円, ゼロ世 2249 (6.上)  
帯も2割推計(明治安田生命保険)

## 社宅・独身寮, 家賃

- ・特集/社宅・独身寮の使用料調べ(第52 2239 (1.上)  
回)(本誌)
- ・社宅の賃貸借契約を効率的に行なう「業 2243 (3.上)  
界共通覚書」が完成「(公財)日本賃貸  
住宅管理協会・社宅代行サービス事業者  
協議会」
- ・特集/借上社宅の基準賃借料と家賃補 2244 (3.下)  
助調べ(17年版 本誌)
- ・給与と住宅の新設戸数と再建築戸数(国交 2244 (3.下)  
省)
- ・全国主要81都市別の家賃調べ(総務省)  
(17年10～12月) 2247 (5.上)  
(18年1～3月) 2249 (6.上)

## ライフプラン, 家計

- ・母子世帯の年収は5年間で57万円増(16 2242 (2.下)  
年度 厚労省)
- ・2人以上の勤労者世帯の家計収支(17年 2245 (4.上)  
平均 総務省「家計調査」)
- ・単身世帯の家計調査(17年平均 総務省 2245 (4.上)  
「家計調査」)
- ・社会人1・2年生のライフプランとは(ソ 2248 (5.下)  
ニー生命)

## WLB, 育児支援, 介護支援

- ・厚生労働大臣優良賞は東邦銀行など4社 2239 (1.上)  
(17年度 厚労省「均等・両立推進企業  
表彰」)
- ・高い両立意向に対し, 実際は6割が離・ 2240 (1.下)  
転職(17年 デイック)
- ・テレワークの導入・実施にガイドライン 2242 (2.下)  
(17年 柔軟な働き方に関する検討会)

・特集／法定超のWLB支援制度（18年版 民間企業 本誌）	2242 (2.下)
・介護離職予防への企業の取り組み（経団 連）	2243 (3.上)
・不妊治療と仕事との両立課題は何か（厚 労省）	2246 (4.下)
・雇用者の14.8%がテレワーカー（17年度 国交省「テレワーク人口実態調査」）	2246 (4.下)
・介護開始で離職を経験しやすい人は？ （厚労省「中高年者縦断調査」）	2246 (4.下)
・待機児童数は年度途中に倍増、10月1日 で5万5,433人に（厚労省）	2247 (5.上)
・事業所内保育施設の運営実績（本誌）	2247 (5.上)
・将来の介護人材の需要と供給（経産省）	2247 (5.上)
・あいおいニッセイ同和損保他1社が大賞 （日本生産性本部 第10回WLB大賞）	2248 (5.下)
・男性の育児参加が両立の条件と提言（厚 労省）	2249 (6.上)

### 教育費補助

・子どもの学習費はいくらになったか（16 年度 文科省）	2239 (1.上)
・東京都の私立幼稚園・中学・高校の初年 度納付金（18年度）	2240 (1.下)
・私立大学の初年度納付金（16年度 文科 省私学助成課）	2240 (1.下)
・家計における教育費の負担（17年度 日 本政策金融公庫）	2243 (3.上)
・社会人までの必要教育資金は1,348万円 （ソニー生命保険）	2244 (3.下)
・下宿生の収入は12万3,890円に増加（大 学生協連「第53回学生生活実態調査」）	2246 (4.下)
・私立大学新入生の家計負担調査（17年度 東京私大教連）	2246 (4.下)

### 健康づくり、職場環境

・第11回「働く人の電話相談室」（17年度 日本産業カウンセラー協会）	2242 (2.下)
・健康寿命をのばそう！アワード表彰（第 6回）（厚労省）	2243 (3.上)
・ストレスチェック受検率は9割、フォ ローが課題（日本生産性本部）	2244 (3.下)
・週1日以上以上のスポーツ実施が5割を超える （17年度 スポーツ庁）	2245 (4.上)
・「健康経営銘柄2018」で26社選定（経産 省/東京証券取引所）	2246 (4.下)
・働く男女の死因は4割が悪性新生物（15 年度 厚労省）	2246 (4.下)
・勤め人の自殺者数と自殺の動機（17年 警察庁「自殺の状況」）	2247 (5.上)

### 医療関連

・一般病床在院日数は10年間で3.0日短縮 （16年 厚労省）	2241 (2.上)
------------------------------------	------------

### 休日・休暇

・休日・休暇、定年制・雇用延長の水準（17 年 厚労省「就労条件総合調査」）	2241 (2.上)
・年休取得率は常時74%、交替84%にアッ プ（17年度 連合）	2241 (2.上)

### 職場給食

・特集／社員食堂アウトソーシングの現 状（18年度）	2246 (4.下)
・職場給食の食材費と人件費の推計「17年 （10年基準）」	2248 (5.下)

### 共済・互助・貸付金

・国家公務員の福利厚生水準（16年度）	2245 (4.上)
・地方公務員の福利厚生費と事業（16年度 決算・17年度予算）	2247 (5.上)

### 労働災害

・労災保険受給件数と労働災害の発生状 況（厚労省）	2249 (6.上)
------------------------------	------------

### 老後保障

・2018年度の年金額	2242 (2.下)
・高齢年金受給者の平均像（16年 厚労省）	2244 (3.下)

### 厚生施設勤務者の給与

・事業所内医療従事者の勤務形態と月収・ 年収（本誌 17年度給与改定後）	2245 (4.上)
・医療従事者の所定内給与の水準（17年 厚労省・人事院・東京都人事委員会）	2245 (4.上)
・厚生施設勤務者に関連する職種の賃金 水準（厚労省、人事院、都人事委員会）	2246 (4.下)
・独身寮、保養所勤務者の初任給（ハロー ワークインターネットサービス）	2246 (4.下)

### 自主福祉、関連要求

・春季労使交渉方針／20単産の福利厚生 充実目標	2243 (3.上)
-----------------------------	------------

### 法定福利・社会保障、税制、人口

・社会保障の給付と負担（厚労省）	2239 (1.上)
・法定福利関連諸制度の動き（18年度版）	2248 (5.下)
・2040年度の社会保障費などを推計（内閣 府経済財政諮問会議）	2249 (6.上)
・特集／福利厚生関連税制のあらまし（18 年度）	2250 (6.下)
・人口動態統計の概数（17年 厚労省）	2250 (6.下)

### 福利厚生遺産を歩く 連載

・その27 群馬県足利市	2239 (1.上)
・その28 織都・桐生	2241 (2.上)
・その29 宇都宮・大谷	2243 (3.上)
・その30 群馬・館林市	2245 (4.上)
・その31 企業墓	2247 (5.上)
・その32 北海道芦別	2249 (6.上)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等																								
4 住 宅 借 入 金 、 取 得 費 （ 続 き ）	4-12 父母、祖父母などから住宅取得資金の贈与を受けたときの贈与税の扱い	<p>15年1月1日から21年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋の新築、取得、増改築等の対価に充てるため、直系尊属（父母、祖父母）から取得した金銭のうち、次の限度額までは贈与税が非課税になる。</p> <p style="text-align: right;">(万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>① 新築など（契約締結日）</td> <td>省エネなど</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>19年4月1日～20年3月31日</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>20年4月1日～21年3月31日</td> <td>1,500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>21年4月1日～21年12月31日</td> <td>1,200</td> <td>700</td> </tr> </table> <p>② 住宅取得の対価等の消費税額等が100%の場合（同上）</p> <table border="0"> <tr> <td>15年12月31日まで</td> <td>1,500</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>16年1月1日～20年3月31日</td> <td>1,200</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>20年4月1日～21年3月31日</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>21年4月1日～21年12月31日</td> <td>800</td> <td>300</td> </tr> </table>	① 新築など（契約締結日）	省エネなど	その他	19年4月1日～20年3月31日	3,000	2,500	20年4月1日～21年3月31日	1,500	1,000	21年4月1日～21年12月31日	1,200	700	15年12月31日まで	1,500	1,000	16年1月1日～20年3月31日	1,200	700	20年4月1日～21年3月31日	1,000	500	21年4月1日～21年12月31日	800	300	租税特別措置法第70条の2
	① 新築など（契約締結日）	省エネなど	その他																								
	19年4月1日～20年3月31日	3,000	2,500																								
20年4月1日～21年3月31日	1,500	1,000																									
21年4月1日～21年12月31日	1,200	700																									
15年12月31日まで	1,500	1,000																									
16年1月1日～20年3月31日	1,200	700																									
20年4月1日～21年3月31日	1,000	500																									
21年4月1日～21年12月31日	800	300																									
4-13 住宅の三世同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例	<p>個人所有の居住用の家屋について三世同居改修工事等をして、16年4月1日から21年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象に追加し、その三世同居改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の区分に応じ所得税の額から控除する</p> <p>この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年とする。適用対象となる住宅借入金等は、償還期間5年以上の住宅借入金等とする。</p> <p>(イ) 一定の三世同居改修工事に係る工事費用（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高 2%</p> <p>(ロ) (イ) 以外の住宅借入金等の年末残高 1%</p>	<p>租税特別措置法第41条・第41条の3の2</p> <p>租税特別措置法施行令26の4</p> <p>租税特別措置法施行規則第18条の23の2</p> <p>震災特例法第13条・第13条の2</p> <p>16・新設</p>																									
4-14 三世同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除	<p>個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世同居改修工事をして、当該居住用の家屋を16年4月1日から21年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合を既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象に追加し、その三世同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。その年の合計所得が3,000万円を超える場合は適用外</p>	<p>租税特別措置法第41条の19の3</p> <p>租税特別措置法施行令第26条の28の5</p>																									
4-15 三世同居改修工事の定義	<p>①調理室、②浴室、③便所または④玄関のいずれかを増設する工事（改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。）であって、その工事費用（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額が50万円を超えるものをいう。</p>	16年国土交通省告示第585号																									

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
5 職 場 給 食 費	食事の評価	5-1 食事の評価 役員・使用人に支給する食事は、次により評価する。 ① 使用者が調理して支給する食事=その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額 ② 使用者が購入して支給する食事=その食事の購入価額に相当する金額	所得税基本通達36-38 75・改正 ※9頁の所得税法第36条参照
	食事の経済的利益の判定	5-2 食事の支給による経済的利益がないものとする場合 役員・使用人から実際に徴収している対価の額が上記により評価した当該食事の価格の50%相当以上である場合は経済的利益はないものとする。 ただし、食事の価格から徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円を超えるときは、この限りでない。 この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、食事の価額からその人の負担した金額を差し引いた後の残額に108分の100を乗じた金額により判定する。	所得税基本通達36-38の2 84・改正 消費税法14・改正
	残業・宿直・日直者等の食事の扱い	5-3 残業・宿直・日直者に支給する食事 残業・宿直・日直をした者（通常の勤務時間外にこれらの勤務を行なった者に限る）に支給する食事は課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達36-24 75・改正 ※9頁の所得税法第36条参照
	深夜勤務者への夜食代の支給	5-4 深夜勤務者への夜食代の支給 深夜勤務者（午後10時から午前5時までにおよび勤務）に対し使用者が調理施設を有しないなどにより、夜食の現物支給に代えて通常の給与に加工し、勤務1回ごとに定額で支給する金銭は、次の場合、課税しなくて差し支えない。  1回の支給額（税抜き）が300円以下のとき 300円を超えるかどうかは支給額×108分の100で判定する（10円未満切り捨て）。	源泉所得税個別通達 84.7.26 04・改正  消費税法14・改正
	5-5 宿日直料および宿日直勤務者への食事に対する課税特例 宿直料・日直料は給与等に該当する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除き、勤務1回当たりの支給額のうち4,000円までの部分は課税しない（支給される食事があるときは4,000円からその食事の価格を控除した残額）。 ① 休日・夜間の留守番だけのために雇用された者への支給 ② その場所に居住し、休日・夜間の留守番のための勤務者への支給 ③ 宿直・日直をその者の通常の勤務時間内の勤務として行なった者および代日休暇が与えられる者への支給 ④ 通常の給与等に比例して支給される宿直料・日直料	所得税基本通達28-1 98・改正	
6 通勤・交通費	6-1 通勤手当非課税の原則	次の所得には所得税を課さない。 通常の給与に加工して受ける通勤手当（類するものを含む）のうち、一般の通勤者に通常必要と認められる部分。	所得税法第9条第1項第5号

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
6 通 勤 ・ 交 通 費 ( 続 き )	通勤手当 (続き)	交通機関を利用したとした場合の合理的な運賃の額を非課税限度額(自動車通勤による実費の範囲内に限る)として取り扱って差し支えない。 なお、本来は交通用具使用者に対する通勤手当は通勤距離2km未満の場合はその全額が課税対象になる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得6)
	6-2 障害者が2km未満を交通用具で通勤する場合の通勤手当の非課税限度額	交通機関を利用したとした場合の合理的な運賃の額を非課税限度額(自動車通勤による実費の範囲内に限る)として取り扱って差し支えない。 なお、本来は交通用具使用者に対する通勤手当は通勤距離2km未満の場合はその全額が課税対象になる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得6)
	6-3 通勤手当の非課税限度額	非課税所得に該当するものは、以下の通勤手当とする。 ① 交通機関または有料道路利用者 1ヵ月15万円まで ② 自転車・自動車など交通用具利用者 片道 2km未満 課税 片道 2km以上10km未満 1ヵ月 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上25km未満 12,900円 25km以上35km未満 18,700円 35km以上45km未満 24,400円 45km以上55km未満 28,000円 55km以上 31,600円 ③ 交通機関利用者の通勤定期券 1ヵ月15万円まで ④ 交通機関または有料道路のほか交通用具併用者への通勤手当、通勤定期券 ①+②が1ヵ月15万円まで	所得税法施行令第20条の2 16・改正
	6-4 新幹線を利用した場合の非課税とされる通勤手当	非課税とされる通勤手当には、新幹線を利用した場合の運賃も含まれる。 ただし、特別車両料金は含まれない。	所得税基本通達9-6の3
	6-5 数カ所に勤務する者への通勤費	1ヵ月に同一企業の数カ所の営業所に勤務するときはそれぞれの通勤費の合計が10万円以下であれば非課税になる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得7)
	6-6 アルバイトの通勤手当	通勤手当の非課税限度額は、月額で判定する。 いわゆるアルバイトやパートタイマーのように、断続的に勤務する者に支給する通勤手当であっても、日割額によるべき旨は規定されておらず、通勤手当のうち非課税とされる金額はその月中に支給する通勤手当の合計額のうち、上記の所得税法施行令第20条の2に非課税限度額として規定されている額に達するまでの金額となる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得10)
	6-7 通勤手当と住宅手当を合算支給する場合の非課税の判定	給与明細書等において、通勤費の実費部分の額が通常の給与に加算して支給される通勤手当として区分識別できるのであれば、10頁の項目1-6の所得税法第9条に規定する非課税の通勤手当として認められる。 定額の範囲内で支給される通勤費の実費が、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路、方法による運賃等の額であり、かつ、金額が区分識別し得るものであれば、通勤手当に該当するものとして認めて差し支えない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得11)
	6-8 ノー・マイカーデー制度利用者への通勤手当	自家用車、オートバイを使用して通勤している者にノー・マイカーデー当日の通勤のため、公共交通機関への切り替えを促進するために支給するエコ乗車券を別途、通勤手当として現物支給したときの支給額は、通勤手当の非課税限度額を適用して差し支えない。	文書回答事例 所得税 10.7.23

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
6 通勤・交通費 (続き)	6-9 時間外勤務が深夜に及ぶときのホテル代	時間外勤務が深夜におよび通常使用している交通機関等が利用できず、近隣のホテルに宿泊したときの費用は役務提供の対価としての性格に欠けるか希薄であり、給与として課税する必要はない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得30)
	6-10 緊急業務での出社時に支給するタクシー代	次の場合には課税されない。 1 緊急業務のため出勤する従業員に支給するタクシー代 2 交通機関のストライキの際に自動車出勤した従業員に支給するガソリン代の実費	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得12)
7 ユニホーム	7-1 職務上着用が義務付けられている制服、身回品の支給・貸与(再掲)	職務の性質上制服を着用すべき者が使用者から支給・貸与される制服その他の身回品の経済的利益は非課税とする。	所得税法施行令第21条第1項第2, 第3号
	7-2 制服に準ずる事務服、作業服など	専ら勤務場所のみにおいて着用するために支給・貸与される事務服、作業服等に対する課税は上記の所得税法施行令第21条に準じて取り扱って差し支えない。	所得税基本通達9-8
	7-3 背広支給の経済的利益	私服として着用できるものを制服として支給した場合は給与所得として課税する必要がある。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得17)
8 育児・英費	8-1 企業主導型保育施設の割増償却	青色申告書を提出する個人・法人が18年4月1日から20年3月31日までの間に企業主導型保育施設用資産の取得等をして、保育事業の用に供した場合には3年間12% (建物等は15%) の割増償却ができる。 対象となる償却資産は保育施設の建物、幼児遊戯用構築物等(遊戯用構築物、遊戯具、家具、防犯設備)が該当する。 また、17年度に新設された「地域決定型地方税特例措置」により「企業主導型・家庭的・居宅訪問型・事業所内」の4保育事業については固定資産税及び都市計画税の算出基礎となる課税標準を最初の5年間、価格の2分の1を参酌して、3分の1~3分の2の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に軽減される。	租税特別措置法第46条の2 18・新設
	8-2 父母などからの結婚・子育て資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い	15年4月1日から19年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の人が、結婚・子育て資金に充てるため直系親族から金銭受益権の付与、贈与により取得した金銭の銀行等への預入、有価証券の購入をしたときは、1,000万円まで贈与税を非課税とする。  ① 結婚に際して支払う金銭(300万円まで) ・挙式費用、衣装代等の婚礼(結婚披露)費用 ・家賃、敷金等の新居費用、転居費用 ② 妊娠、出産、育児に要する金銭 ・不妊治療・妊婦健診の費用 ・分娩費など・産後ケアの費用 ・子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料(ベビーシッター代を含む) ・母親の産後健診費用	租税特別措置法第70条の2 の3



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
8 育 児 ・ 育 英 費 ( 続 き )	8-3 非課税とされる奨学金	学資に充てるために給付される金品、扶養義務者相互間において扶養義務履行のために給付される金品には所得税を課さない。給与その他対価の性質を有するものを除く。	所得税法第9条第1項第15号
	8-4 通常の給与に加算して受ける学資に充てるため給付される金品	学資に充てるため給付される金品で、給与その他対価の性質を有するもののうち、使用者から受けるものについて非課税となるのは、通常の給与に加算して受けるものに限られるのであるから、所得税法第9条第1項第15号イからニまでに掲げる場合に該当しない学資に充てる給付であっても、通常の給与に代えて給付されるものは、非課税とならないことに留意する。  イ 当該法人の役員の学資 ロ 当該法人の役員・使用人の配偶者 ハ 当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族（当該個人と生計を一にする者を除く）の学資 ニ 当該個人の使用人（当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族を含む）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある者（当該個人と生計を一にする者を除く）の学資	所得税基本通達9-14 16・改正
	8-5 使用人等に給付される学資金	学資金のうち、上記項目8-4のイからニまでに規定する給付は、原則として、当該給与所得を有する者に対する給与等として課税することに留意する。	所得税基本通達9-15 16・改正
	8-6 特別の関係がある者が使用人である場合の取り扱い	学資金の給付を受ける者が、法第9条第1項第15号ロまたはニに規定する特別の関係がある者であり、かつ、当該給付をする者の使用人（役員または親族を除く）である場合には、特別の関係がある者のみを対象としているときを除き、当該給付は同号ロまたはニの給付には該当しないものとして取り扱って差し支えない。	所得税基本通達9-16 16・改正
	8-7 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い	13年4月1日から21年3月31日までの間に、30歳未満の人が教育資金に充てるため直系親族（祖父母など）から信託受託権の付与、贈与により取得した金銭の銀行等への預入、有価証券の購入をしたときは、1,500万円まで贈与税を非課税とする。  教育資金の範囲 ・ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定料 ・ 学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費など、教育に必要な費用 ・ 学校の範囲には、一定の外国の教育施設、認定こども園、保育所などを含む ・ 学習塾、水泳教室などの費用（500万円まで） ・ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費	租税特別措置法第70条の2の2

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
8 育 児 ・ 育 英 費 ( 続 き )	遺児育英年金	8-8 従業員の遺児への育英資金  従業員が受給者となる場合 ① 遺児が受給者となる場合 ② 従業員が本制度に定める障害で退職または解雇されたことによりその従業員の子が受給者となる場合 ③ 上記②による受給者が元従業員がその後、死亡したことにより前記①の遺児に該当することとなった場合	従業員が受給者となる場合の所得税法上の扱いは非課税として差支えない。(照会要件は次のとおり)  ① 遺児が受給者となる場合 ② 従業員が本制度に定める障害で退職または解雇されたことによりその従業員の子が受給者となる場合 ③ 上記②による受給者が元従業員がその後、死亡したことにより前記①の遺児に該当することとなった場合	所得税基本通達9-2 申告所得税個別通達 81.4.21
	8-9 ○○販売店遺児育英制度に基づいて給付される年金などの扱い	〔回答〕 下記の場合、次のように取り扱って差し支えない。  ① 各販売店が、育英会に対して拠出する会費または賛助会費は、福利厚生費または販売促進費等として支出時の損金の額に算入される。 ② 育英会から給付を受ける金額は益金の額に算入され、受給者に支給した金額は、福利厚生費として損金の額に算入される。 ③ 従業員の子が支給を受ける育英年金等は、相当の見舞金もしくはこれに類するものまたは遺族年金に該当し所得税は課税されない。 ④ 従業員が死亡退職した場合にその遺児が取得する育英年金等に係る権利は、定期金に関する権利として相続財産に含まれる。	〔回答〕 下記の場合、次のように取り扱って差し支えない。  ① 各販売店が、育英会に対して拠出する会費または賛助会費は、福利厚生費または販売促進費等として支出時の損金の額に算入される。 ② 育英会から給付を受ける金額は益金の額に算入され、受給者に支給した金額は、福利厚生費として損金の額に算入される。 ③ 従業員の子が支給を受ける育英年金等は、相当の見舞金もしくはこれに類するものまたは遺族年金に該当し所得税は課税されない。 ④ 従業員が死亡退職した場合にその遺児が取得する育英年金等に係る権利は、定期金に関する権利として相続財産に含まれる。	法人税個別通達 82.12.8
9 教 育 訓 練 費	技術習得の費用	9-1 使用人に技術の習得等をさせるために支給する金品	使用者が業務遂行上の必要に基づき役員・使用人に職務に直接必要な技術・知識の習得、免許・資格取得のための研修会・講習会の出席費用、大学等の聴講費用に充てるものとして支給する金品は、適正なものに限り課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達36-29の2 16・新設  ※10頁の所得税法第9条参照
	業務遂行に必要な研修費用	9-2 技能の習得または研修等のために支出した費用の取り扱い	業務を営む者またはその使用人（親族でその業務に従事しているものを含む）が当該業務の遂行に直接必要な技能、知識の習得、研修等を受けるための費用は、通常必要とされるものに限り、必要経費に算入する。	所得税基本通達37-24
		9-3 従業員の研修費用	職業能力開発促進法、雇用保険法の規定による自己啓発助成給付金の交付を受けた事業主から自己啓発を行なう従業員等に支給される研修受講のための入学金、受講料、交通費等は給与所得の収入金額に含まれない。	源泉所得税個別通達 89.3.10
		9-4 講習会の出席費用の負担	使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、使用人としての職務に直接必要な知識を習得させるための研修会、講習会等の出席費用等に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、給与等として課税しなくて差し支えない。	所得税法第36条第1項 所得税基本通達36-29の2 質疑応答事例 源泉所得税（給与所得41）

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
10 健 康	10-1 特定健診・保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取り扱い	<p>特定健康診査の費用（自己負担額）は医療費に該当しないが、特定健康診査の結果が、高血圧症、脂質異常症、糖尿病と同等の状態にあると認められる基準に該当する者の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療または治療の対価は、医療費控除の対象となる。</p> <p>特定保健指導を受けた場合の指導料（自己負担額）は医療費控除の対象になる。</p>	文書回答事例 所得税 08.5.12
	エアロビクス施設	<p>10-2 ○○エアロビクスセンターの入会金などの取り扱い</p> <p>法人総合利用会員として加入した場合の入会金、施設利用に係る費用の処理については次のように取り扱われる。</p> <p>① 入会金、会員資格保証金は資産に計上する ② 登録者変更料は損金処理とし福利厚生費とする ③ 年会費は損金経理とし、福利厚生費とする ④ 施設利用料は損金経理とし、次による</p> <p>(1) ウエルネスリーダー、一般従業員の人間ドック利用料金、レクリエーション施設利用料金、用具、用品借損料、コテージ利用料金は福利厚生費とする (2) ウエルネスリーダー、一般従業員の研修ホール等の賃借料は研修費、会議費とする (3) 同伴ビジター、得意先等接待のため同行する従業員等に係る施設利用料金等は交際費とする (4) 食堂等におけるウエルネスリーダー等の栄養指導等に係る食事代金等（1食当たり1,500円程度）は福利厚生費とし、その他の飲食利用料金等は用途に応じて交際費、利用者の給与、給与以外の損金とする</p>	申告所得税個 別通達 84.12.14
医 療 費	医療費控除の判定	<p>10-3 特定保健指導の指導料</p> <p>動機付け支援としての特定保健指導の指導料は、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。</p> <p>動機付け支援としての特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健診の結果が高血圧症、脂質異常症、糖尿病と同等の状態にあると認められる基準に該当する者に対して、医師の指示に基づき行なわれる積極的支援に係るものに限られる。</p> <p>したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、上記の基準に該当しない者への積極的支援に係る指導料や動機付け支援に係る指導料の自己負担額は、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。なお、対象となる場合には、その旨が明示された領収書が発行される。</p>	質疑応答事例 所得税 (所得控除13)
		<p>10-4 特定保健指導に基づく運動施設の利用料</p> <p>運動施設の利用料は医療費控除に該当しない。</p> <p>医師の指示に基づく特定保健指導（積極的支援に限る）を受ける者のうち、特定健診の結果が高血圧症、脂質異常または糖尿病と同等の状態と認められる者に一般的に支出される水準の医師による検診または治療の対価は、医療費控除の対象になる。</p> <p>しかし、運動施設の利用料は、医療費控除の対象となる特定保健指導そのものの対価ではなく、医師の診断を受けるために直接必要な費用にも該当せず、したがって、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。</p>	質疑応答事例 所得税 (所得控除12)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
10 健 康 ・ 医 療 費 （ 統 計 ）	医療費控除の判定（続き）			
	10-5 温泉型健康増進施設の利用料	温泉利用型健康増進施設を医師の指導に基づき疾病の治療のために利用したときの利用料金は医療費控除の対象とする。	申告所得税個別通達 90.3.27	
	10-6 運動療法施設の利用料金	医師が治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行なわせた場合の当該施設の利用料金は医療費控除の対象とする。	申告所得税個別通達 92.6.22	
	10-7 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行なう個人が、17年1月1日から21年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。	租税特別措置法第41条の17の2 16・新設	
	派遣医の報酬	10-8 派遣医が支給を受ける診療の報酬など	大学病院の医局等もしくは教授等または医療機関の幹旋により派遣された医師・歯科医師が派遣先の医療機関において診療等で受ける報酬等は給与等に該当する。	所得税基本通達28-9の307・改正
	医療費	10-9 医療費控除と控除対象の範囲	その年中に支払った医療費の合計額10万円を超えるときは超過分（200万円まで）を所得から控除する。 医療費控除の対価は、次の対価のうち、一般的水準を著しく超えない部分の金額とする。	所得税法第73条第1項・第2項 同法施行令第207条  質疑応答事例 所得税（所得控除16、17）
		10-10 医療費を補填する保険金等の範囲	医療費を補填する保険金、損害賠償金等には、次に掲げるようなものがあることに留意する。	所得税基本通達73-811・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
10 健康・医療費 (続き)	10-11 医療費を補填する保険金等に当たらないもの	<p>1 死亡、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払いを受ける保険金、損害賠償金等</p> <p>2 健康保険法の傷病手当金または出産手当金その他これらに類するもの</p> <p>3 使用者その他の者から支払いを受ける見舞金等(前ページ項目10-10の所得税基本通達73-8の④を除く)</p>	<p>所得税基本通達73-9 11・改正</p>
	10-12 人間ドックの費用負担	<p>役員・使用人の健康管理の目的で、35歳以上の希望者のすべてについて2日間の人間ドックによる検診を実施している。検診料は会社で負担することとしているが、検診料相当額を給与等として課税すべきか。</p> <p>給与等として課税する必要はない。</p> <p>役員、使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者はすべて検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者のすべてを対象としてその費用を負担する場合には、給与等として課税する必要はない。</p> <p>人間ドックその他の健康診断の費用は医療費控除の対象にならない。</p>	<p>質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得15)</p> <p>質疑応答事例 所得税 (所得控除10)</p>
11 レクリエーション 費用 の 取 扱 い の 原 則	保養施設	<p>11-1 福利厚生施設などの提供による経済的利益</p> <p>使用者が福利厚生施設の運営費等を負担することにより役員・使用人に自己の営む事業に属する用役を無償もしくは通常の対価に満たない対価で提供し、または福利厚生施設の運営費などを負担することで受ける経済的利益(著しく多額と認められる場合、役員だけを対象とする場合を除く)は、課税しなくて差し支えない。</p>	<p>所得税基本通達36-29 16・追加</p>
	レクリエーション費用の取り扱いの原則	<p>11-2 レク費用の判定</p> <p>役員・従業員のレクリエーションのために社会通念上一般に行なわれていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の簡易な行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員・使用人が受ける経済的利益は課税しなくて差し支えない。</p> <p>ただし、当該行事に自己都合で参加しなかった役員・使用人にその参加に代えて金銭を支給する場合は(役員だけを対象に行事の費用を負担する場合を除く)参加者にも相当額分を課税する。</p> <p>業務の都合で参加できなかった者の給付は給与等として課税する。</p>	<p>所得税基本通達36-30</p> <p>※13頁の項目1-14の源泉徴収のあらまし参照</p>

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
11 レ ク リ エ ー シ ョ ン 関 連 費 （ 続 き ）	慰安旅行 11-3 慰安旅行 の費用の要件	<p>従業員等のレクリエーション旅行の費用は次のいずれの要件も満たしている場合には原則として課税しなくて差し支えない。</p> <p>経済的利益は当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、参加割合、使用者・従業員等の負担額と負担割合などを総合的に勘案して実態に即して処理する。</p> <p>① 旅行期間が4泊5日以内のものであること、海外の場合は目的地での滞在日数による</p> <p>② 参加する従業員等の数は全従業員数（工場、支社単位等で行なう場合には、当該工場、支社等の従業員等）の50%以上であること</p>	源泉所得税個別通達 93・改正
	ゴルフクラブ 11-4 使用者が 負担する入会金	<p>使用者がゴルフクラブの入会費（他人名義の会員権の購入、名義変更費用を含む）を負担することにより役員・使用人が受ける経済的利益は、次による。</p> <p>個人会員としての入会金＝給与等とする。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会させ、入会が業務の遂行上必要であると認められ、入会金を法人が資産計上したときは経済的利益はないものとする</p>	<p>所得税基本通達36-34 88・改正</p> <p>法人税基本通達9-7-11 80・改正</p>
	11-5 使用者が 負担する年会費など	<p>使用者がゴルフクラブの年会費その他の費用を負担することにより役員・使用人が受ける経済的利益は次の区分による。</p> <p>① ゴルフクラブの年会費、年決めロッカー料その他の費用＝入会金が法人の資産として計上されているときは交際費とし、所得税法上の経済的利益はないものとする。入会金が上記の項目11-4の所得税基本通達36-34等で給与とされているときは給与等とする</p> <p>② プレーに直接要する費用＝役員・使用人の給与等とする。ただし、業務遂行上必要なものは交際費とし、所得税法上の経済的利益はないものとする</p>	<p>所得税基本通達36-34、36-34の2 88・新設</p> <p>法人税基本通達9-7-13</p>
レジャークラブ 11-6 レジャー クラブの入会金	<p>項目11-4の法人税基本通達9-13-11（ゴルフクラブの入会金）および9-7-13（資産に計上した入会金の処理）の取扱いは、法人がレジャークラブ（宿泊施設、体育施設、遊技施設その他のレジャー施設を会員に利用させることを目的とするクラブでゴルフクラブ以外のもの）に支出した入会金について準用する。ただし、会員としての有効期間が定められており、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないクラブに支出する入会金（給与とされるものを除く）は、繰延資産として償却することができる。</p> <p>注 年会費その他の費用は、その用途に応じて交際費等または福利厚生費もしくは給与となることに留意する。</p>	<p>所得税基本通達36-34の3 (88・新設)</p> <p>法人税基本通達9-7-13の2 77・新設</p>	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等																					
11 レクリエーション 関連 連費 ( <small>続き</small> )	レジャー クラブ ( <small>続き</small> )	<p>使用者が宿泊施設、体育施設その他のレジャー施設を会員に利用させる目的でレジャークラブの費用を負担したときに役員・使用人が受ける経済的利益は次の区分による。</p> <p>① 入会金＝「ゴルフクラブの入会金」(32頁の項目11-4)の例による            ② 年会費その他の費用＝「ゴルフクラブの年会費」(32頁の項目11-5の①)による            ③ 利用に応じて支払われる費用＝特定の役員・使用人が負担すべきものと認められるときは給与等とする</p>	所得税基本通達36-34の388・新設																					
	11-8 レク行事非参加者に支給される金銭の評価	<p>使用者が役員・使用人に提供した用役については、当該用役につき通常支払われるべき対価の額により評価する。</p> <p>ただし、その行事に参加しなかった役員・使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く)に対してその参加に代えて金銭が支給される場合に受けるものについては、参加しなかった役員・使用人に支給される金銭の額に相当する額とする。</p>	所得税基本通達36-50																					
12 共 済 会 ・ 互 助 会	人格のない 社団への課 税の原則	<p>法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行なうものをいい、次に掲げるようなものは、これに含まれない。</p> <p>① 民法第667条《組合契約》の規定による組合            ② 商法第535条《匿名組合契約》の規定による匿名組合</p>	<p>所得税基本通達2-5            法人税基本通達1-1-181・改正</p>																					
	12-2 非収益事業所等の非課税	<p>人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得には法人税を課さない。</p>	法人税法第7条																					
	12-3 法人の課税所得の範囲、税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>公益社団 公益財団</th> <th colspan="2">公益認定を受けていない 一般社団, 一般財団</th> </tr> <tr> <th></th> <th>非営利型法人</th> <th>左以外の法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税法上の法人区分</td> <td colspan="2">公益法人等</td> <td>普通法人</td> </tr> <tr> <td>課税所得の範囲</td> <td colspan="2">収益事業から生じた所得</td> <td>全ての所得</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人税率</td> <td>19%</td> <td colspan="2">23.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年800万円以下の部分は15% (18年度まで)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 公益社団・財団の公益目的事業から生じた所得は課税対象にならない</p>	区 分	公益社団 公益財団	公益認定を受けていない 一般社団, 一般財団			非営利型法人	左以外の法人	税法上の法人区分	公益法人等		普通法人	課税所得の範囲	収益事業から生じた所得		全ての所得	法人税率	19%	23.2%		年800万円以下の部分は15% (18年度まで)		
区 分	公益社団 公益財団	公益認定を受けていない 一般社団, 一般財団																						
		非営利型法人	左以外の法人																					
税法上の法人区分	公益法人等		普通法人																					
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得		全ての所得																					
法人税率	19%	23.2%																						
	年800万円以下の部分は15% (18年度まで)																							

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
12 共 済 会 ・ 互 助 会  ( 統 続 き )	福利厚生を 目的とした 従業員団体	12-4 福利厚生 を主たる目的とし て組織された従業 員団体の収入・支 出の損益の帰属  法人（公共団体を除く）の役員または使用人をもって組織した従業員団体が、これらの者の親睦、福利厚生に関する事業を主として行なっている場合において、その事業経費の相当部分を当該法人が負担しており、かつ次に掲げる事実のいずれか1の事実があるときは、原則として当該事業にかかる収入・支出は、その全体が当該法人の収入・支出に含まれることになる。  ① 役員または使用人で一定の資格を有する者が、その資格において当然に当該団体の役員に選出されることになっていること ② 重要案件の決定について当該法人の許諾を要するなど当該法人がその業務の運営に参画していること ③ 事業に必要な施設の全部または大部分を当該法人が提供していること	所得税基本通 達2-8 71・改正  法人税基本通 達14-1-4 71・改正
	従業員団体 の収支	12-5 従業員団 体の損益帰属の特 例  上記の所得税基本通達2-8で当該従業員団体の収入・支出が、たとえば当該法人から拠出された部分と構成員の会費等の部分とで按分するなど適正に区分経理されているときは、項目12-4の所得税基本通達2-8、法人税基本通達14-1-4にかかわらずその区分されたところにより当該法人の収入・支出に含められる額を計算できる。	所得税基本通 達2-9  法人税基本通 達14-1-5
		12-6 収益事業 を行なう法人の経 理区分  公益法人等および人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理を区分しなければならない。	法人税法施行 令第6条
	収益分配金	12-7 人格のな い社団等から受け る収益の分配金  人格のない社団等の構成員が受ける収益の分配金は雑所得に当たる（いわゆる清算分配金、脱退により受ける持分の払戻金を除く）。	所得税基本通 達35-1 11・改正
	解散一時金	12-8 福利厚生 団体の解散に伴う 一時金の取り扱い  福利厚生団体は人格のない社団に該当するため、解散給付金は、会員の一時所得の総収入金額に算入される。	質疑応答事例 所得税 （各種所得の 区分と計算 28）
		12-9 人格のな い社団等が財産の 全部を分配等した 場合の残余財産の 確定  人格のない社団等が事業年度の途中で事業を行なわないこととして財産の全部を分配または引渡しした場合には、当該人格のない社団等は分配、引き渡しの日に解散し、残余財産の確定があったものとする。	法人税基本通 達1-2-8 08・改正



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等																																						
12 共 済 会 ・ 互 助 会  ( 続 き )	12-10 収益事業の定義	法人税法施行令第5条(収益事業の範囲)で定める事業で、継続して事業場を設けて行なうものをいう。	法人税法第2条第13号																																						
	12-11 収益事業を行っていないことの判定	一般社団法人または一般財団法人(一般社団法人等)が、事務処理の受託業務を行なう場合、その業務が実費弁償により行なわれ、かつ、あらかじめ一定の期間を限って(概ね5年)所轄税務署長の確認を受けたときは、当該業務はその受託者の計算に係るものとし、当該一般社団法人等の収益事業としないものとして、非営利型法人の範囲の要件に該当するかどうかを判定する。	法人税基本通達1-1-11 09・新設																																						
	12-12 非営利法人の主たる事業の判定	非営利型法人のうち、会員からの会費により会員共通の利益を図るための事業を行なう法人であって、事業を運営する組織が適正であるものは、法人となるための要件のひとつとして、「主たる事業として収益事業を行っていないこと」が掲げられている。 これに該当するかどうかは、原則として、その法人が主たる事業として収益事業を行なうことが常態となっていないかどうかにより判定する。 この場合の「主たる事業」は、収益事業以外の事業の割合が概ね50%を超えるかどうかにより判定する。 ただし、事業内容に変更があるなど、前事業年度における収益事業以外の事業割合が概ね50%を超えるときは「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当するものと判定して差し支えない。	法人税基本通達1-1-10 08・追加																																						
	12-13 収益事業の範囲	法人税法第2条第13号(収益事業)に定める収益事業は次に掲げる事業とする。 <table border="0"> <tr> <td>1 物品販売業</td> <td>14 席貸業</td> <td>26 興行業</td> </tr> <tr> <td>2 不動産販売業</td> <td>15 旅館業</td> <td>27 遊技所業</td> </tr> <tr> <td>3 金銭貸付業</td> <td>16 料理店・飲食店業</td> <td>28 遊覧所業</td> </tr> <tr> <td>4 物品貸付業</td> <td>17 周旋業</td> <td>29 医療保健業</td> </tr> <tr> <td>5 不動産貸付業</td> <td>18 代理業</td> <td>30 各種技芸の教授</td> </tr> <tr> <td>6 製造業</td> <td>19 仲立業</td> <td>31 駐車場業</td> </tr> <tr> <td>7 通信業</td> <td>20 問屋業</td> <td>32 信用保証業</td> </tr> <tr> <td>8 運送業</td> <td>21 鉱業</td> <td>33 工業所有権等の権利・著作権の譲渡・提供</td> </tr> <tr> <td>9 倉庫業</td> <td>22 土石採取業</td> <td>34 労働者派遣業</td> </tr> <tr> <td>10 請負業</td> <td>23 浴場業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 印刷業</td> <td>24 理容業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 出版業</td> <td>25 美容業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 写真業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 物品販売業	14 席貸業	26 興行業	2 不動産販売業	15 旅館業	27 遊技所業	3 金銭貸付業	16 料理店・飲食店業	28 遊覧所業	4 物品貸付業	17 周旋業	29 医療保健業	5 不動産貸付業	18 代理業	30 各種技芸の教授	6 製造業	19 仲立業	31 駐車場業	7 通信業	20 問屋業	32 信用保証業	8 運送業	21 鉱業	33 工業所有権等の権利・著作権の譲渡・提供	9 倉庫業	22 土石採取業	34 労働者派遣業	10 請負業	23 浴場業		11 印刷業	24 理容業		12 出版業	25 美容業		13 写真業		
1 物品販売業	14 席貸業	26 興行業																																							
2 不動産販売業	15 旅館業	27 遊技所業																																							
3 金銭貸付業	16 料理店・飲食店業	28 遊覧所業																																							
4 物品貸付業	17 周旋業	29 医療保健業																																							
5 不動産貸付業	18 代理業	30 各種技芸の教授																																							
6 製造業	19 仲立業	31 駐車場業																																							
7 通信業	20 問屋業	32 信用保証業																																							
8 運送業	21 鉱業	33 工業所有権等の権利・著作権の譲渡・提供																																							
9 倉庫業	22 土石採取業	34 労働者派遣業																																							
10 請負業	23 浴場業																																								
11 印刷業	24 理容業																																								
12 出版業	25 美容業																																								
13 写真業																																									

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
12 共 済 会 ・ 互 助 会 ( 続 き )	収益事業の 範囲と判定 (続き)	12-14 物品販売 業の範囲	公益法人等が会員等に対して有償で物品の頒布を行なっている場合であっても、当該物品の用途、頒布価額等からみてもっぱら会員等からその事業規模に応じて会費を徴収する手段として行なわれているときは物品販売業に該当しない。	法人税基本通 達15-1-9 12・改正
		12-15 事業場を 設けて行なわれる ものとは	収益事業のうち「事業場を設けて行なわれるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点になる一定の場所を設けて事業を行なうもののほか、必要に応じて随時場所を設けるもの、既存の施設を利用して活動を行なうものが含まれる。 したがって、移動販売、移動演劇興行のように場所が転々と移動するものも該当する。	法人税基本通 達15-1-4 08・改正
		12-16 労働者派 遣業の範囲	「労働者派遣業」には、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業のほか、自己と雇用関係のない者を他の者の指揮命令を受けて他の者の行なう事業に従事させる事業が含まれる。	法人税基本通 達15-1-70 13・改正
		12-17 委託契約 等による事業	公益法人等（人格のない社団等を含む）の行なう事業で次に掲げる事情がある場合には、自ら収益事業を行なっているものとして取り扱う。  ① 収益事業に該当する事業に係る業務の全部または一部を委託契約に基づいて他の者に行なわせている場合 ② 収益事業に該当する事業を行なうことを目的とする組合契約その他これに類する契約に基づいて当該事業に関する費用および損出を負担し、またはその収益の分配を受けることとしていると認められる場合	法人税基本通 達15-1-2 08・改正
		12-18 本来の事 業が収益事業に該 当する場合	公益法人等（人格のない社団等を含む）が法人税法施行令第5条各号（収益事業の範囲）のいずれかに該当する事業を行なう場合には、たとえその事業が本来の目的たる事業であっても、事業から生ずる所得には法人税が課される。	法人税基本通 達15-1-1 08・改正
		12-19 共済事業 の収益判定	公益法人等（人格のない社団等を含む）が行なう共済事業についても、事業の内容に応じてその全部または一部が収益事業に該当するかどうかを判定する。	法人税基本通 達15-1-3

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
12 共 済 会 ・ 互 助 会 ( 続 き )	収益事業の 範囲と判定 (続き)	12-20 継続して 行なうものの定義	法人税法第2条第13号(収益事業の意義)のうち「継続して……行なうもの」には、次のような各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行なうものが含まれる。  ① 事業の遂行に相当期間を要するもの ② 通常相当期間にわたって継続して行なわれるもの、定期的にもしくは不定期に反復して行なわれるもの	法人税基本通達15-1-5 08・改正
		12-21 収益事業 の所得の運用	人格のない社団等が収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する場合においても、収益事業以外の事業資産として区分経理したときは、収益事業に付随した行為に含めないことができる。	法人税基本通達15-1-7 10・改正
		12-22 金銭貸付 業に該当しない共 済貸付(再掲)	会員等の拠出資金を主原資とした会員等への貸付金利率のすべてが年7.3%以下のときは金銭貸付業に該当しない。 利率が変動金利の場合は契約期間の金利がおおむね基準割合以下となるときに限り金銭貸付業に該当しない。  租税特別措置法93条の特例基準割合が年7.3%未満のときは19頁の項目4-6の特例基準割合による利率(18年1月1日~12月31日は1.6%)	法人税基本通達15-1-15 13・改正  18・改正
		12-23 低廉な宿 泊施設の要件	人格のない社団等が専ら会員の研修を主たる目的とする事業を遂行するための施設として設置した宿泊施設で、次の要件のすべてを満たすものは、旅館業に該当しない。  ① 利用が専ら当該法人等の主たる目的とする事業の遂行に関連してなされるもの ② 多人数で共用する構造、設備を主とするもの ③ 利用者から受ける宿泊料が1人につき1泊1,000円以下、1泊2食付きで1,500円以下であるもの	法人税基本通達15-1-42 11・改正
		共済会から の借入金の 判定	12-24 共済会等 からの借入金(再 掲)	共済会等の構成員が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等または増改築に係る借入金は、その共済会等の行なう事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当する。
	12-25 共済会等 からの融資が使用 者からの借入金と される要件(再掲)	共済会等が行なう事業が使用者の事業の一部と認められる場合には、使用者からの借入金として住宅借入金等特別控除の対象となる。	質疑応答事例 所得税 (税額控除16)	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
13 社 会 保 険 料	13-1 社会保険料控除	<p>① 自己または生計を一にする親族の負担すべき社会保険料を支払ったときは、その額を所得合計額から控除する。</p> <p>② 社会保険料は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 健康保険の保険料</p> <p>(2) 国民健康保険料・国民健康保険税、高齢者医療の保険料</p> <p>(3) 介護保険の保険料</p> <p>(4) 労働保険料</p> <p>(5) 国民年金の保険料、国民年金基金の掛金</p> <p>(6) 農業者年金の保険料</p> <p>(7) 厚生年金保険の保険料、厚生年金基金の掛金</p> <p>(8) 船員保険の保険料</p> <p>(9) 国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校職員共済法の掛金</p> <p>(10) 恩給法の納金 など</p>	所得税法第74条
	従業員負担の保険料	<p>13-2 使用者が、役員・使用人が負担すべき社会保険料・掛金を負担する場合、負担する金額は当該役員・使用人の給与等に該当する。</p> <p>① 役員・使用人が契約した生命保険契約・損害保険契約</p> <p>②、③は略</p>	所得税基本通達36-31の811・改正
		<p>13-3 使用者が負担する少額な保険料</p> <p>健康保険、雇用保険、厚生年金保険、船員保険の保険料および生命保険、損害保険の保険料・掛金のうち、従業員が負担すべき費用を使用者が負担したときは、使用者が負担する金額の合計額が300円以下であれば非課税とする。</p>	所得税基本通達36-3288・改正
	健康保険料	<p>13-4 使用者が負担した使用者等の負担すべき社会保険料</p> <p>役員・使用人が被保険者として負担すべき社会保険料を使用者が負担した場合には、給与から控除される社会保険料の金額には含まれないものとする。ただし、その負担した金額で給与等として課税されたものは、給与から控除される社会保険料の金額に含まれるものとする。</p> <p>注 課税されない少額な社会保険料は、社会保険料控除の対象とはならないが、使用者が負担した小規模企業共済等掛金は、すべて給与等として課税され、小規模企業共済等掛金控除の対象となることに留意する。</p>	所得税基本通達74・75-411・改正
		<p>13-5 健保組合の健康保険料の事業主負担（2分の1以上の負担）による経済的利益</p> <p>健康保険料の負担割合は、事業主負担が全体の2分の1、被保険者負担が全体の2分の1が原則だが、健康保険組合の規約をもって事業主の負担割合を増加することができることとされており、その増加した割合による事業主負担の保険料も、健康保険法の規定により事業主が負担すべき保険料ということとなり、経済的利益には該当しない。</p>	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得26)

## 三池炭鉱 宮原社宅の少年

農中茂徳 著

石風社 (2016年6月刊 本体1,800円)

### ●三池炭鉱宮原社宅の生活風景

1889年に三井財閥に払い下げられた三池炭鉱は、日本最大の出炭量を誇った巨大炭田であった。最も多い時には、鉱山労働者は2万7,000名にも達し、周辺には会社が建設した社宅が点在していた。本書はその1つ、福岡県大牟田市にあった宮原社宅で高校卒業（1965年）まで過ごした著者の視点で社宅の生活風景を描写する。

宮原社宅は200世帯ほどの集団住宅（長屋）と戸建ての職員住宅からなり、中央に会社の管理事務所が置かれ、入・転居の手続き、畳替えや煙突掃除、野犬駆除、家屋の一斉消毒といった生活全般の世話を行ない、時には喧嘩の仲裁をするなど、住人の人生と密接に関係していた。

### ●社宅街の福利厚生

集落全体が社宅であった宮原社宅では、集落ぐるみで会社の福利厚生が行なわれていた。共同風呂があり、毎日400人程度が利用していた。慰安・娯楽のために設置された倶楽部には卓球台が置かれ、子ども向けの習字教室なども開かれた。講堂ではファッションショーが行なわれていた。

集落内には運動場や小川、池、築山などがあり、子ども達の遊び場となっていた。秋には社宅ごとの運動会や貸切バスでの小旅行なども催されていた。しかし、産業が斜陽となるにつれ、また労使関係の変化でこうした施策は次第に行なわれなくなった。

### ●社宅特有の「外（がい）」という文化

著者は社宅での暮らしに根付いていた「外」という概念を紹介する。社宅を囲むブロック塀の外側の地域・人を「外」とし、塀の内側と区別する

排他的で閉鎖的な体質があったとする。

こうした排除の文化は社宅の内側にもあった。顕著だったのが、子どもの学校の問題だ。

宮原社宅でも集団住宅で暮らす子どもは皆、社宅近くの米生中学校に通った。一方、職員住宅で暮らす子どもは、2km近く離れた延命中学校に通うこととなっていた。その後の進学についても、地元の伝統校であった三池高校には米生中学校からは進めない仕組みとなっていた。

この背景を著者は次のように推測する。宮原社宅があった大牟田市には三井鉱山東京本社からの転勤者が多くいた。学齢期の子どもがいる家庭では、学校が心配の種だった。いずれ東京に戻るのだから、東京の文化と言葉を大切にしたい。できることなら大牟田の文化と言葉に染まらないですむような学校に通わせたいという要望が市に寄せられたのではないかとする。父親の雇用身分によって社宅の内側も分断されていたのだ。

### ●社宅の生活は幸福だったか

著者は「三池の子どもたちは幸せだった」と考えられる要因の1つに、三池では子どもたちは単なる被扶養者ではなく、その家の主体的な構成員のひとりとして扱われていたことをあげる。

背景には三池闘争がある。闘争の深化に伴い両親は組合活動に注力し、子どもは自分たちだけで夜の食事を摂ることが普通となり、家事も担うようになった。さらに、全国からやってくる支援者やオルグの人たちを受け入れるようになると、彼らの世話も子どもの仕事になった。

家庭は子どもたちがいなければ成り立たなくなり、1人前として扱われるようになった。少し早く、大人として扱われること、これも1つの幸福だったと回顧する。

# 福利厚生 アラカルト

6月上旬分

## ●人口動態調査の概要

本号65頁参照

## ●確定拠出年金加入者は3月末で648万人

厚労省資料からまとめた企業年金の実績は次のとおりだった。

確定拠出年金（企業型）は、規約数が4月末で5,854件（前年同期5,371件）、加入者数は3月末で648.1万人（同591.4万人）だった。

確定給付企業年金は、5月1日現在で、制度数が1万3,271件、うち基金型752件、規約型1万2,519件だった。前年同期は、総数1万3,580件、基金型718件、規約型1万2,862件だった。加入者数は16年度末で826万人、前年度より31万人増えた。老齢給付年金の受給者数は、16年度末で130万人、平均年金額は基金型が81.6万円、規約型が101.9万円だった。

厚生年金基金は6月1日現在で、基金数が総数27（単独5、連合5、総合17）になった。前年同期は総数76だった。（企業年金連合会HP、6.7）

## ●企業年金の17年度運用利回りは7.27%

17年度の「年金資産運用状況」（速報）で企業年金の17年度の基本年金等の運用利回り（修正総合利回り）が7.27%だったことがわかった。15年度は△2.59%だったが、16年度には5.96%に回復、17年度は2年続けてのプラスだった。

資産残高は、17年度末で基本年金等が11.5兆円、通算企業年金が0.3兆円、合計は前年度末に比べ1,409億円増加した。

資産残高の推移は、基本年金等と通算企業年金の計で、近年ではピークだった14年度末には12.7兆円だったが、15～17年度末の各年度は11兆円台で推移している。（企業年金連合会HP、6.8）

## ●組合健保数は16年度末で1,399組合に

16年度の「健康保険・船員保険事業年報」によると、組合健保数は16年度末で1,399組合となり、前年同期より6組合減少した。内訳は、増加が7組合、減少が13組合だった。

16年度平均の被保険者数は、協会けんぽ（以下、協会）が前年同期より77.0万人増の2,219万人、組合健保（以下、組合）が同34.2万人増の1,618万人になり、それぞれ増えた。

16年度の平均総報酬額（年額）は、男女計で協会が382.6万円、組合は551.8万円だった。対前年度変動率は、協会が1.0%、組合が0.05%だった。

16年度の医療費は、協会が6.6兆円、組合が4.5兆円、医療給付費は協会が5.1兆円、組合が3.5兆円だった。

16年度の医療費の構成比は、協会では、入院27.6%、入院外39.5%、歯科10.8%、調剤19.3%、その他2.7%だった。組合では、入院24.6%、入院外41.3%、歯科11.9%、調剤19.9%、その他2.3%だった。

1件当たりの高額療養費は、16年度で、協会が11.2万円、組合が10.9万円だった。

16年度の1件当たりのその他の現金給付をみると、傷病手当金は協会が17.1万円、組合が21.3万円、出産育児一時金は協会が42.0万円、組合が42.1万円、出産手当金は協会が34.0万円、組合が46.0万円だった。

組合の16年度の1件当たりの付加給付は、被保険者分で、一部負担還元金が3.1万円、訪問看護療養費付加金が1.4万円、傷病手当金付加金が4.9万円、延長傷病手当金付加金が29.3万円、出産手当金付加金が8.7万円などだった。（厚労省HP、6.11）

## ●女性活躍加速のための重点方針2018を決定

すべての女性が輝く社会づくり本部では、「女性活躍加速のための重点方針2018」を決定した。

基本的な考え方として、いまだ根強く残る“男社会”であること、女性が抱える困難が解決すべき課題として社会に認識されていないこと、女性特有の健康上の課題および女性に対する暴力等が解決されずに存続していることなどへの取り組みが重要と指摘。女性の活躍以前の課題の解消、女性が働きがいを持てる就業環境の整備を図るとしている。（内閣官房HP、6.12）

## ●福利厚生の労働協約ありは37.4%

17年の「労使間の交渉等に関する実態調査」で、福利厚生に関する事項についての労働協約の規定がある単位労働組合の割合は37.4%で、11年の40.4%を下回った。内訳では、業務上災害の法定外補償が35.7%（11年38.8%）、住宅管理制度が20.6%（同21.9%）だった。

福利厚生関連では、退職給付の一時金40.5%、同年金33.8%、連続休暇28.8%、育児休業制度50.2%、介護休業制度48.3%、看護休業制度43.8%、健康診断39.3%、健康情報の取り扱い24.4%、再雇用または勤務延長45.1%などだった。（厚労省HP、6.14）

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
13 社会保険料 (続き)	外国での保険料	<p>13-6 外国の社会保障制度の下で支払った保険料</p> <p>租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度としてその年分の総所得金額等または国内源泉所得の金額から控除することが可能。</p> <p>保険料の金額の上限 控除する保険料は、次のAからDの金額の合計額にその年における保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額が上限</p> <p>厚生年金保険料 最高等級の標準報酬月額62万円×保険料率(14.996%(07年)～18.3%(18年8月まで))×1/2=A 標準賞与額の限度額150万円×保険料(14.996%(07年)～18.3%(18年8月まで))×1/2×3÷12=B 最高等級の標準報酬月額121万円×保険料率10%×1/2=C 標準賞与額の限度額540万円×保険料率10%×1/2÷12=D</p>	<p>タックスアンサー 所得税社会保険料控除No.1130 国税庁個人課税課情報第7号 07.7.19 実特法5の2、実特令4の2、実特規6の2</p>
	健保の保険給付	<p>14-1 健保傷病手当金など</p> <p>保険給付として支給を受けた金品を標準として租税その他の公課を課することはできない。</p>	健康保険法第62条
14 公的給付・補償	業務上災害補償	<p>14-3 業務上災害の補償金</p> <p>以下の給付は非課税所得とする。</p> <p>① 労基法第8章(災害補償)の規定で受ける療養の給付・費用、休業補償、障害補償、打切補償、分割補償(障害補償部分のみ) ② 労基法第8章の規定により受ける遺族補償、葬祭料</p> <p>なお、労基法第26条に基づく休業手当は給与所得となる</p>	<p>所得税法施行令第20条第1項第2号、3号 所得税法基本通達9-1 タックスアンサー 所得税給与所得者と確定申告No.1906</p>
		<p>14-4 労災法の特別支給金</p> <p>標題のことにについては、所得税を課税しない。 なお、遺族特別支給金については、相続税の課税価格計算の基礎にも算入されない。 特別支給金は、労災保険法に規定する保険給付と同性質のもの認められ、同法に規定する保険給付と同様に取り扱うのが相当と認められる。</p>	文書回答事例 所得税 75.2.28
	遺族補償	<p>14-5 遺族の受ける年金</p> <p>所得税法第9条第1項第3号ロ(勤務に基づいて支給される遺族の受ける年金)は非課税所得とする。</p>	所得税基本通達9-2 88・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
14 公 的 給 付 ・ 補 償  (続 き)	遺族補償 (続き)  14-6 国家公務員 の殉職により遺 族に授与された賞 じゅつ金への課税	<p>国家公務員が公務中に死亡したときに遺族に支払われる賞じゅつ金は、次の理由で相続税、所得税とも課税対象とならない。</p> <p>① 被相続人の死亡に基因して遺族が原始的に取得した権利により取得するものであり、本来の相続財産に該当しない。</p> <p>② 生存中の役務の対価ではなく、殉職という偶然の事実により遺族に弔慰または見舞いの意を表すると共に、遺族の生活の安定を目的に授与されるもので、相続財産とされる退職手当等には該当しない。また、一時金として授与されるものであり定期金ではなく、みなし相続財産にも該当しない。</p> <p>③ その内容から判断して所得税法施行令第30条第3号に規定する「心身または資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金」または同条本文に規定する「その他これらに類するもの」に該当し、所得税は非課税となる。</p>	<p>質疑応答事例 相続税・贈与 税 (相続財産の 範囲10)</p>
	14-7 厚生年金給付への公課	<p>1 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。ただし、年金給付の権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合および老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分により差し押える場合は、この限りでない。</p> <p>2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金はこの限りでない。</p>	<p>厚生年金保険 法第41条</p>
	14-8 失業保険金に相当する 退職手当、休業手当金等の非課 税	<p>次の給付は課税しないものとする。</p> <p>① 国家公務員退職手当法第10条（失業者の退職手当）による退職手当</p> <p>② 次の休業手当金で、組合員、配偶者、配偶者の傷病、葬祭またはこれらのものに係る災害により受けるもの ・国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法の休業手当金</p> <p>③ 労基法第76条第1項（休業補償）の定め割合を超えて休業補償を行なったときの当該休業補償（再掲）</p>	<p>所得税基本通 達9-24 03・改正</p>
15 慶 弔 災 害 給 付	祝金等  15-1 結婚祝金 品など	<p>役員・使用人に雇用契約に基づき支給される結婚・出産等の祝金品は、金額が支給を受ける者の地位等に照らし社会通念上相当と認められれば課税しなくて差し支えない。</p>	<p>所得税基本通 達28-5</p>
	創業記念品  15-2 創業記念 品など	<p>役員・使用人に対し、創業記念、増資記念、工事完成記念、合併記念等に支給する記念品（金銭を除く）で、以下のいずれにも該当するものは課税しなくて差し支えない。</p> <p>① 社会通念上記念品としてふさわしいもの</p> <p>② 処分見込み価額により評価した価額が1万円以下のもの</p> <p>③ 一定期間ごとに到来する記念に際しての記念品は概ね5年以上の期間ごとに支給するものであること</p>	<p>所得税基本通 達36-22 85・改正</p>



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
15 慶 弔 災 害 給	永年勤続記念品 15-3 永年勤続者への記念品など	<p>永年勤務した役員・使用人が記念として旅行、観劇への招待、記念品(金銭、商品券を除く)の支給(一定要件を備えた旅行クーポンも可)を受けたときの経済的利益で、次のいずれにも該当するものは課税しなくて差し支えない。</p> <p>① 利益の額が勤続年数等に照らし社会通念上相当なこと ② 当該表彰が概ね勤続10年以上者を対象としていること ③ 2回以上受表彰者の間隔が概ね5年以上あること</p>	所得税基本通達36-2171・改正
	15-4 自由に選択できる永年勤続者表彰記念品	<p>表彰対象の従業員に一定額の範囲で自由に品物を選択させ希望の品を購入の上、記念品として支給することは、金額の多少に関わらず、その品物の価額を給与として課税することになる。</p>	質疑応答事例源泉所得税(給与所得29)
	15-5 定年退職者に対する海外慰安旅行	<p>定年退職者に対する海外慰安旅行は、以下の①、②のような理由により永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくものであり、社会通念上相当と認められるものについては非課税、それを上回るものは退職所得として課税する。</p> <p>① 永年勤続者表彰制度に基づき旅行に招待した場合の経済的利益は、その永年勤続者の地位、勤続期間等に照らし社会通念上相当であると認められるものであれば課税しないこととしている取り扱いの趣旨からすれば、旅行がたまたま定年退職を機会として行なわれるからといって退職所得とすることは必ずしも相当でない ② 定年退職者旅行は、通常は生涯に1回しかない機会をとらえて旅行をするものであることを考慮すると、退職所得として課税するという事は権衡を失する</p>	質疑応答事例源泉所得税(退職所得1)
付 統 さ	従業員、元従業員への記念品 15-6 創立記念に従業員、元従業員等に支給する記念品	<p>創立100周年を記念して従業員、定年退職者で構成する会の会員および取引先の社員にシンボルマーク入りの記念品を支給したときの費用は、従業員については所得税基本通達36-22の課税しない経済的利益…創業記念品等に該当し、定年退職者については租税特別措置法関係通達(法人税編)61の4(1)-10(1)に掲げる費用に準じて交際費等に含まれない。ただし、取引先社員への記念品は交際費等に該当する。また、商品券は給与として課税する</p>	<p>質疑応答事例源泉所得税(給与所得18)</p> <p>質疑応答事例法人税(交際費等4)</p>
	15-7 成績優秀者への海外旅行の経済的利益	<p>成績優秀者への海外旅行への招待は、対象者が所定の業績をあげた者に限られており、経済的利益は勤務の対価としての性質を有しており、給与所得に該当する。</p>	質疑応答事例源泉所得税(給与所得2)
報償金	15-8 発明等に係る報奨金	<p>業務上有益な発明、考案等をした役員・使用者から支払いを受ける報奨金、表彰金、賞金等の金額の課税関係は次による(特許、工夫、考案等の部分は略)。</p> <p>① 災害等の防止、災害等による損害の防止等に功績のあった者が一時に支払いを受けるもの その者の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合は一時所得 ② 篤行者として社会的に顕彰され使用者に栄誉を与えた者が一時に支払いを受けるもの 一時所得</p>	所得税基本通達23-35共-105・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
15 慶 弔 災 害 給 付  ( 統 き )	見舞金	15-9 心身の損害への見舞金 心身または資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金は非課税所得とする。	所得税法施行令第30条第3号
	死亡給付	15-10 葬祭料, 香典, 災害見舞金など 葬祭料, 香典, 災害等の見舞金で, 金額が受贈者の社会的地位, 贈与者との関係等に照らし, 社会通念上相当と認められれば上記の項目15-9の所得税法施行令第30条の規定により課税しない。	所得税基本通達9-23 89・改正
	15-11 労災保険法, 給与規定とは別に支払われる補償金	〔照会〕業務上, 取締役, 監査役および執行役員, 従業員を, 外務省が限定渡航地域に派遣する必要から, 次の補償制度を創設した。 ① 役員遺族補償 ② 限定渡航地域業務災害補償 ③ 限定渡航地域業務災害特別補償  〔回答〕この補償金に係る課税関係は次のように取り扱ってよい。 ① 相続税 退職手当等とみなし, 相続税の対象となるが, 他の弔慰金等の合計額のうち普通給与の3年分相当額に達するまでの金額は, 弔慰金等として相続税の課税対象にならない。 ② 所得税 非課税 (給与規定に基づき従業員に支給される遺族補償一時金も相続税の課税対象にならない, 所得税も非課税所得に該当する)	文書回答事例 東京国税局 11.3.15
	15-12 社葬の費用	法人が役員・使用人の死亡により社葬の費用を負担した場合, 社葬を行なうことが社会通念上相当と認められるときは, 負担した金額のうち社葬に通常要する部分の金額を支出日の属する事業年度の損金の額に算入できる。  注 会葬者の香典等を法人の収入としないで遺族の収入としたときは, これを認める。	法人税基本通達9-7-19 80・追加
	15-13 贈与税の対象とならない弔慰金など	41頁の項目14-3の所得税法施行令第30条, 所得税基本通達9-23および相続税基本通達3-20, 21の3-9により弔慰金等に相当する金額として取り扱われたものは, 個人からのもの, 法人からのものも課税されない。  相続税基本通達3-20の取り扱いは, 被相続人の死亡により受ける弔慰金等が実質退職手当等に該当するかどうか明確でないものについて, 業務上死亡の場合には普通給与額の3年分相当額を, 業務上死亡でない場合には普通給与額の半年分相当額を弔慰金等 (相続税は非課税) として取り扱い, これを超える部分を退職手当金等 (相続税の課税対象) に該当するものとして取り扱うとしている。 仮に, その通達により弔慰金等として取り扱われたものの中に, 社会通念上相当と認められる額を超える部分があれば, その部分は退職手当金等として取り扱うべきであり, その通達により弔慰金等として取り扱ったものは, 社会通念上相当と認められる範囲内のものであると考えられる。	質疑応答事例 所得税 (総則8)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
15 慶 弔 災 害 給 付 （ 統 さ き ）	災害対策・見舞金	15-14 非常用食料品の取り扱い 地震などの災害時における長期備蓄用食品（賞味期限25年、80年程度は保存可能）1万人分2,400万円を購入したときの費用はそのときの購入時の損金に算入して差し支えない。	質疑応答事例 法人税 （その他の損金1）
	15-15 従業員への災害見舞金	役員・使用人に支給した災害見舞金（物品を含む）を福利厚生費として経理することは、その額が社会通念上相当であるとき、これを認める。 専属下請先の役員・使用人、特約店等のセールスマンへの見舞金も同様とする。	法人税個別通達 95.2.27
	15-16 自社製品の被災者への提供費用	法人が不特定または多数の被災者救援のため緊急に行なう自社製品等の提供に要する費用は交際費に該当しない。  法人が不特定または多数の被災者救援のために緊急に行なう自社製品等の提供に要する費用は寄附金に該当しない。	租税特別措置法通達（法人税）61の4（1）-10の4  法人税基本通達9-4-6の4 95・追加
	15-17 災害、疾病時の資金貸付	災害、疾病時の臨時的に多額な生活資金を役員・使用人に無利子または46頁の項目16-2の所得税基本通達36-49に満たない利率で合理的な期間で貸し付けたことによる経済的利益は課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達36-28 99・改正
	15-18 災害時に取引先に低利または無利息で融資	法人が災害を受けた取引先に低利または無利息で融資した場合は、取引先の復興支援を目的とし、災害発生後相当の期間内に行なわれたものであるときは、正常な取引条件にしたがって行なわれたものとする。	法人税基本通達9-4-6の3 95・追加
損害賠償金	15-19 使用者が負担する役員・使用人の行為に基因する損害賠償金等 使用者が役員・使用人の行為に基因する損害賠償金（慰謝料、示談金等他人に与えた損害を補填するために支出するすべてのものおよび関連する弁護士報酬等の費用を含む。以下、損害賠償金等）を負担することにより当該役員・使用人が受ける経済的利益については、次による。  ① 損害賠償金等の基因となった行為が使用者の業務の遂行に関連するものであり、かつ、行為者の故意または重過失に基づかないものである場合には、経済的利益はないものとする。 ② 損害賠償金等の基因となった行為が①以外である場合には、負担額は、役員・使用人に対する給与等とする。ただし、負担額のうち、行為者の支払能力等からみて負担させることができないためやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額がある場合には、当該部分の金額については、①の場合に準ずる。	所得税基本通達36-33 11・改正	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
16 小	無利息貸付 16-1 課税しない金銭の無利息貸付など	項目16-2の所得税基本通達36-49により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことによる経済的利益で次に掲げるものについては、課税しなくて差し支えない。  ① 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員・使用人に貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益 ② 役員・使用人に貸し付けた金額につき、平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益 ③ ①および②の貸付金以外につき受ける経済的利益で、その年における利益の合計額が5,000円以下のもの	所得税基本通達36-28 09・改正
	利息相当額 16-2 利息相当額の評価	役員・使用人に貸し付けた金銭の利息相当額は次のように評価する。  ① 使用者が他から借り入れて貸し付けたことが明らかの場合……その借入金の利率 ② その他の場合……貸付日の属する年の租税特別措置法第93条第2項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合による利率により評価する。特例基準割合による利率とは、財務大臣告示の割合（18年は年0.6%）に年1%の割合を加算した割合をいう	所得税基本通達36-49 13・改正
借	非課税貸付 16-3 平均調達金利による貸付金	役員・使用人への貸付額につき、使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め利息を徴取している場合の経済的利益には課税しなくて差し支えない。  平均調達金利とは、たとえば貸付日の前年中または前事業年度中の借入金平均残高に占める同期間中に支払うべき利息額の割合で計算された利息などをいう。	所得税基本通達36-28 99・改正
	少量な経済的利益 16-4 経済的利益5,000円以下の貸付金（再掲）	災害、疾病時の生活資金貸し付け、平均調達金利（項目16-2の所得税基本通達36-49）による貸し付け以外の貸し付けで、その年の経済的利益の合計額が5,000円以下のものには課税しなくても差し支えない。	所得税基本通達36-28 09・改正
金	16-5 金銭貸付業に該当しない共済貸付	組員、会員等の拠出資金を原資とし、金銭の貸し付けを行なっている場合、貸付金の利率がすべて年7.3%以下であるときは、金銭貸付業に該当しない。貸付金の利率が変動金利である場合には、貸付契約期間の金利がおおむね特例基準割合による利率以下（18年は年1.6%）となるときに限り、金銭貸付業に該当しない。	法人税基本通達15-1-15 13・改正
	16-6 共済会等からの借入金（再掲）	役員、使用人をもって組織した団体で、これらの者の親睦または福利厚生に関する事業を主として行なっているもの（以下「共済会等」）の構成員が、共済会等から借り入れた新築等（敷地の取得を含む）または増改築等に係る借入金は、共済会等の行なう事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当する	租税特別措置法基本通達（所得税） 41-15 13・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
17 自社製品割引など	値引き販売	<p>役員・使用人に自己の取り扱う商品、製品等（有価証券、食事を除く）の値引き販売で供与する経済的利益で、次のいずれにも該当するものは課税しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 値引き販売価格が使用者の取得価格以上であり、かつ通常他に販売する価額の70%以上であること</li> <li>② 値引率が役員・使用人に一律にまたは合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設け定められていること</li> <li>③ 値引き販売商品等の数量が一般消費者が自己の家事に通常消費すると認められる程度のものであること</li> <li>④ 不動産を除く</li> </ol>	所得税基本通達36-2376・改正
	商品等の支給	<p>役員・使用人に支給する商品、製品等（有価証券、食事を除く）は、支給時における次の価格で評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通常他に販売するものは、使用者の通常の販売価格</li> <li>② 通常他に販売するものでないときは、通常の販売価額。ただし、支給するために購入したもので、支給時までの間に価格にさして変動がないものは、購入価額</li> </ol>	所得税基本通達36-39
18 保険関係費	使用者負担の保険料	<p>18-1 非課税とされる保険金、損害賠償金など（再掲）</p> <p>非課税所得に該当する保険金および損害賠償金は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体の障害に基因して支払いを受けるもの、心身に加えられた損害につき支払いを受ける慰謝料その他の損害賠償金（損害に基因して勤務または業務に従事できなかったことによる給与または収益の補償として受けるものを含む）</li> <li>② 資産の損害に基因して支払いを受けるもの、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払いを受ける損害賠償金</li> <li>③ 心身または資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金</li> </ol>	所得税施行令第30条
		<p>18-2 使用者契約の保険契約等に係る経済的利益</p> <p>使用者が自己を契約者とし、役員・使用人に次の保険料を支払ったことにより役員・使用人が受ける経済的利益には課税しなくて差し支えない。</p> <p>ただし、役員・特定の使用人のみを対象として保険料を支払う場合には、保険料の額は当該役員・使用人に対する給与等とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 役員・使用人（親族を含む）の身体を保険の目的とする保険契約</li> <li>② 役員・使用人（親族を含む）の身体を保険もしくは共済の目的とする損害保険契約、共済契約</li> <li>③ 役員・使用人に係る所得税法第77条（地震保険料控除）に規定する家屋、資産（役員・使用人から賃借している建物等で役員、使用人に使用させているものを含む）を保険もしくは共済の目的とする損害保険契約、共済契約</li> </ol>	所得税基本通達36-31の711・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 保 険 関 係 費  ( 続 き )	18-3 使用者負担の保険料の保険契約等に係る経済的利益(再掲)	<p>使用者が、役員・使用人が負担すべき以下の保険料・掛金を負担したときの負担額は当該役員・使用人の給与等に該当する。</p> <p>① 役員・使用人が契約した生命保険契約・損害保険契約 ② 社会保険 ③ 小規模企業共済等</p>	所得税基本通達36-31の811・改正
	18-4 使用者が負担する少額な保険料(再掲)	<p>使用者が、役員・使用人のために保険料や掛金を負担することにより、その役員・使用人が受ける経済的利益については、その月中に負担する金額の合計額が300円以下である場合に限り、課税されない。ただし、役員・特定の使用人(親族を含む)のみを対象としてその保険料や掛金を負担することとしている場合には、給与所得とされる。</p> <p>① 健康保険、雇用保険、厚生年金保険・船員保険の保険料で、役員・使用人が被保険者として負担すべき保険料 ② 生命保険契約等または損害保険契約等の保険料や掛金</p>	所得税基本通達36-3288・改正
	18-5 使用者が負担した使用人等の負担すべき生命保険料	<p>役員・使用人の負担すべき生命保険料等を使用者が負担した場合には、役員・使用人が支払った生命保険料等の金額には含まれない。ただし、その負担した金額でその役員・使用人の給与等として課税されたものは含まれる。</p> <p>注 給与等として課税されない生命保険料等、給与等として課税されない少額の生命保険料等は、いずれも生命保険料控除の対象とはならない。</p>	所得税法基本通達76-490・改正
	18-6 養老保険の経済的利益	<p>使用者が自己を契約者とし、役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする養老保険に加入して保険料を支払ったことによる経済的利益は、次の区分に応じて取り扱う。</p> <p>① 死亡保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする。 ② 死亡保険金および生存保険金の受取人が被保険者またはその遺族である場合 その支払った保険料に相当する金額は、当該役員・使用人に対する給与等とする。 ③ 死亡保険金の受取人が保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員・特定の使用人(親族を含む)のみを被保険者としている場合には、支払った保険料の2分の1相当額は、当該役員・使用人に対する給与等とする。</p>	<p>所得税基本通達36-3102・改正</p> <p>法人税基本通達9-3-403・改正</p>

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 保 険 関 係 費 （ 統 括 ）	18-7 事業主が従業員に掛けている養老保険の生存給付金、満期保険金を受領した場合	<p>事業主が被保険者を従業員、保険金の受取人を生存給付金および満期保険金は事業主、死亡保険金は従業員の遺族として保険料を支払い、支払保険料の2分の1を必要経費(福利厚生費)に算入し、残りの2分の1を資産計上(積立保険料)としているときに事業主が受領した生存保険金および満期保険金の所得区分、所得金額の計算は次による。</p> <p>① 所得区分 生存給付金、満期保険金、解約返戻金は業務に関して受けるものと認められることから一時所得ではなく、事業所得となる。</p> <p>② 所得金額の計算 生存給付金を受領した場合には積み立てた保険料のうち、生存給付金に対応する額を取り崩して事業所得の必要経費に算入することとなる。満期保険金を受領した場合は、積立保険料の残額を必要経費に算入することとなる。</p>	質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算3)
	18-8 使用者契約の定期付き養老保険の経済的利益	<p>使用者が役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする定期付き養老保険の保険料を支払うことにより役員・使用人が受ける経済的利益は、次のように取り扱う。</p> <p>① 保険料が養老保険と定期保険とに区分されている場合 それぞれの保険料の支払いがあったものとして48頁の項目18-6の所得税基本通達36-31、項目18-10の所得税基本通達36-31の2の例による。</p> <p>② ①以外 項目18-6の所得税基本通達36-31の例による。</p>	所得税基本通達36-31の388・追加
	18-9 使用者契約の障害特約等を付した保険の経済的利益	<p>使用者が役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする障害特約等の特約を付した養老保険、定期保険、定期付き養老保険の保険料を支払うことにより役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする。</p> <p>ただし、役員・特定の使用人(親族を含む)のみを傷害特約等の給付金受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員・使用人に対する給与等とする。</p>	所得税基本通達36-31の488・追加
	18-10 定期保険の経済的利益	<p>使用者が役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする定期保険の保険料を支払うことにより役員・使用人が受ける経済的利益は次のように取り扱う。</p> <p>① 死亡保険金の受取人が使用者である場合 役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする</p> <p>② 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合 同上、ただし、役員または特定の使用人(親族を含む)のみを被保険者としているときは保険金額は役員・使用人の給与とする</p>	所得税法基本通達36-31の288・追加
18-11 非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料	<p>社会保険料控除、生命保険料控除は、居住者がその年に支払ったものが控除の対象となり、非居住者であった期間内の給与から控除した社会保険料は社会保険料控除の対象とはならない。生命保険料についても同様。</p>	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得38)	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
18 保 険 関 係 費 （ 統 括 ）	傷害保険	18-12 身体に損害を受けた者以外の者が支払いを受ける傷害保険金など	支払いを受ける者と傷害を受けた者が異なる場合であっても、その者が傷害を受けた者の配偶者、直系血族または生計を一にしているその他の親族であるときは、保険金、給付金は非課税扱いになる。	所得税基本通達9-20 11・改正
		18-13 法人が負担する傷害特約等の保険料	法人が自己を契約者とし、役員・使用人（親族を含む）を被保険者とする傷害特約等の特約を付した養老保険、定期保険、定期付養老保険に加入し、支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。 ただし、役員または部課長その他特定の使用人（親族を含む）のみを給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員・使用人に対する給与とする。	法人税基本通達9-3-6の2 84・追加
	介護費用保険	18-14 法人が支払う介護費用保険の保険料を損金または必要経費に算入する時期と課税関係	1 介護費用保険の内容 対象とする介護費用保険は、法人が、自己を契約者とし、役員・使用人（親族を含む）を被保険者として加入した損害保険で保険事故が生じたとして保険金が被保険者に支払われるものとする。 2 保険料の損金または必要経費算入の時期 ① 保険料を年払いまたは月払いする場合には、期間の経過に応じて損金の額または必要経費に算入するものとするが、保険料払い込み期間のうち被保険者が60歳に達するまでの支払い分は、その50%相当額を前払い費用等として資産に計上し、被保険者が60歳に達した場合には、当該資産に計上した前払い費用等の累積額を60歳以後の15年で期間の経過により損金の額または必要経費に算入する ② 一時払いする場合には、払い込み期間を加入時から75歳に達するまでと仮定し、その期間の経過に応じて期間経過分の保険料につき①により取り扱う ③ 保険事故が生じた場合には、①または②にかかわらず資産計上している保険料について一時の損金の額または必要経費に算入することができる	法人税個別通達 89.12.16
	高度障害保険金等	18-15 高度障害保険金等に該当するもの	生命保険、損害保険契約に基づき支払いを受ける高度障害保険金、高度障害給付金、入院費給付金等（一時金、年金を含む）は、所得税法施行令30条（非課税とされる保険金、損害賠償金等）第1号の「身体の傷害に基因して支払いを受けるもの」に該当する。	所得税基本通達9-21 89・改正
	18-16 所得補償保険金の定義	被保険者の傷害または疾病により勤務または業務に従事することができなかつたことによる期間の給与または収益の補填として損害保険契約に基づき被保険者が支払いを受ける保険金は、「身体の障害に基因して支払いを受けるもの」に該当する。 （注）業務を営む者が自己を被保険者として支払う保険金にかかる保険料は、当該業務に係る所得の金額の計算上経費に算入することができないのであるから留意する。	所得税基本通達9-22 11・改正	



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 保険関係費 (続き)	18-17 海外の危険地域在住の従業員の損害保険契約の掛金を会社が負担する場合の経済的利益	海外の特定危険地域で働いている全従業員を被保険者として会社が損害保険契約を締結し、保険料を会社が負担した場合に従業員が受ける経済的利益は課税されない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得27)
	18-18 定退者医療保険制度の保険料	従業員が定年退職後、満60歳から満70歳までの間に入院した時の医療費負担を軽減する定年退職者医療保険制度を生命保険会社の医療保険を利用して、会社が保険料を負担したときの保険料は、福利厚生費として損金に算入し、本人が受ける経済的利益には所得税を課税しなくてもよい。	文書回答事例 法人税 85.2.28
19 旅費、 海外 航空 費	非課税とされる旅費	19-1 職務遂行、転任、退職者の遺族の転居のための旅行の費用  給与所得者が勤務場所を離れて職務を遂行するために旅行をし、もしくは転任に伴う旅行をした場合、就職・退職者本人、死亡退職者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をしたときに旅行に必要な支出に充てるために支給される金品で通常必要と認められるものは非課税とする。	所得税法第9 条第1項4号
	19-2 非課税とされる旅費の範囲	使用者等から旅行に必要な運賃、宿泊料、移動料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、旅行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容および地位等からみて、通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいう。判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案する。  ① 役員・使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるか ② 同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるか	所得税基本通達9-3 11・改正
	19-3 非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分	旅行に通常必要とさせる金額を超える場合は、所得の収入金額または総収入金額に算入する。①勤務場所を離れて職務を遂行するための旅行…給与所得、②転任に伴う転居のための旅行…給与所得、③就職に伴う転居のための旅行…雑所得、④退職に伴う転居のための旅行…退職所得、⑤遺族が退職に伴う転居のための旅行…退職所得	所得税基本通達9-4 10・改正
	19-4 単身赴任者が会議等に合わせ帰宅するときに支給される旅費	その旅費の額が項目19-2の所得税基本通達9-3に定める範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えない。次の点に留意する。  1 性質上、月1回など定量的な基準での取り扱いはないこと。 2 期間、帰宅地域等には自ずと制約があること。 ※非課税が認められる出張のケース ① 原則 (5泊6日) ② 週末を挟んだ場合 (4泊5日) 月 旅行日 金 旅行日 火 (帰宅日) 土 (帰宅日) 水 出社 (職務) 日 (帰宅日) 木 出社 (職務) 月 出社 (職務) 金 (帰宅日) 火 旅行日 土 旅行日	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得13)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
19 旅 費 、 海 外 渡 航 費 （ 統 き ）	単身赴任者の旅費 (続き)	19-5 単身赴任者が職務上の旅行等を行なった場合に支給される旅費	単身赴任者が、職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行なった場合に支給される旅費は、旅行の目的、行路等からみて主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ旅費の額が51頁の項目19-2の所得税基本通達9-3に定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えない。	源泉所得税個別通達 85.11.8
		19-6 単身赴任者等に支給するいわゆる着後滞在費	使用人を転勤させた場合、転居のための旅行に通常必要な運賃、移転料等は課税の対象にならないが、着後滞在費は一種の別居手当または住宅手当と考えられ、給与等として課税される。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得14)
	海外勤務者	19-7 非課税とされる在外手当	非課税所得の手当は、国外勤務者が国内勤務した場合に受ける通常の給与に加算して支給を受ける給与のうち、その勤務地の物価、生活水準、生活環境、勤務地と国内との間の為替相場等の状況に照らし、国内で勤務した場合に比して利益を受けると認められない部分の金額とする。	所得税法施行 令第22条
		19-8 非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料（再掲）	社会保険料控除、生命保険料控除は、居住者がその年に支払ったものが控除の対象になる。非居住者であった期間内の給与から控除した社会保険料は対象にならない。生命保険料も同様となる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得38)
	海外旅行費	19-9 海外渡航費の範囲	法人がその役員・使用人の海外渡航に際して支給する旅費（仕度金を含む）は、その海外渡航が法人の業務の遂行上必要なもので、かつ、渡航のための通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理を認める。所得は旅費として必要経費に算入。 業務の遂行上必要な海外渡航であっても通常必要と認められる金額を超える部分については、原則として、役員・使用人に対する給与とする。	所得税基本通 達37-17  法人税基本通 達9-7-6
	19-10 非課税とされる定年退職者への海外慰安旅行費（再掲）	永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくもので、社会通念上相当と認められるものであれば、以下の理由により、課税しなくて差し支えない。  ① 永年勤続者を旅行に招待した場合の経済的利益は、その永年勤続者の地位、勤続期間等に照らし、社会通念上相当であると認められるものであれば、課税しないこととしている取り扱いの趣旨からすれば、旅行がたまたま定年退職を機会に行なわれるからといって、退職所得として課税することは必ずしも相当でないこと  ② 永年勤続者表彰旅行は、同一人が数回旅行することもあり得るのに対し、定年退職という通常は生涯に1回しかない機会を捉えての旅行であることを考慮すると、前者を非課税とし、後者を退職所得として課税することは権衡を失するといえること	質疑応答事例 源泉所得税 (退職所得1)	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
19 旅 費 、 海 外 渡 航 費 （ 統 続 き ）	海外旅行費 (続き)	19-11 成績優秀者を対象とした海外旅行の経済的利益への課税(再掲)	[照会] 創立100周年記念行事の一環として営業成績が顕著な従業員を次の要領で海外旅行に招待することとしたときの従業員が受ける経済的利益の取り扱いはどうか。 対象者数20人(成績優秀該当者2,000人を抽選で決定)、費用約30万円(4泊5日)	
		[回答] 給与所得に該当する。 旅行招待者を抽選で選定することからすると、招待されるか否かは偶発的で、対象者は所定の業績を上げた者に限られているとしても、これにより受ける経済的利益は勤務の対価としての性質を有しているものと認められる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得2)	
		19-12 業務の遂行上必要な海外渡航の判定	海外渡航が法人の業務上必要かどうかは、旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判断する。 ただし、次のものは該当しない。 ①観光渡航の許可を得て行なう旅行 ②旅行斡旋を行なう者等が行なう団体旅行に応募してする旅行 ③同業者団体等の団体旅行等で主として観光目的と認められるもの。	所得税基本通達37-19  法人税基本通達9-7-7
		19-13 業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行を併せ行なったときの旅費	海外渡航に支給する旅費を、法人の業務遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比などで按分し、認められない部分の金額は役員・使用人の給与とする。 ただし、海外渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結など法人の業務遂行のためであるときは、往復の旅費は、取引先の所在地など業務遂行場所までのものに限り、法人の業務遂行上必要な旅費と認める。	所得税基本通達37-21  法人税基本通達9-7-9
		19-14 同業者団体等が行なう視察のための団体海外渡航費の取り扱い	同業者団体等が行なう団体視察等のための海外渡航は、課税上弊害のない限り、その旅行に通常要する費用に旅行日程の区分による業務従事割合を基礎とした損金または必要経費算入の割合を乗じて計算した金額を旅費として損金の額または必要経費の額に算入する。	法人税個別通達 00.10.11
	外国人の帰国旅費	19-15 国内で勤務する外国人に休暇帰国旅費として支給する金品	使用者が、国内に長期間引続き勤務する外国人に対し、就業規則で相当の勤務期間(概ね1年以上の期間)を経過するごとに休暇のための帰国を認め、旅行に必要な支出(生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含む)に充てるものとして支給する金品は、国内とその旅行の目的とする国(原則として、国籍または市民権の属する国をいう)との往復に要する運賃(航空機等の乗継地でやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含む)でその旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的・合理的と認められる通常の旅行の経路および方法によるものに相当する部分に限り、課税しなくて差支えない。	源泉所得税個別通達 75.1.16

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
20 交 際 費 ・ 寄 付 金	20-1 交際費等の意義	<p>租税特別措置法第61条の4第4項に規定する「交際費等」には、次に掲げる性質を有するものは含まれない。</p> <p>① 寄附金 ④ 福利厚生費 ⑤ 給与等 ※②, ③は略</p>	<p>租税特別措置法通達（法人税）61の4(1)-1 14・改正</p>
	20-2 給与等との区分	<p>従業員に支給する次のようなものは給与の性質を有し、交際費等に含まれない。</p> <p>① 常時給与される昼食の費用 ② 自社製品を原価以下で販売したときの原価に達するまでの費用 ③ 旅費等のうち、法人の業務に使用したことが明らかでないもの</p>	<p>租税特別措置法通達（法人税）61の4(1)-12 07・改正</p>
	20-3 福利厚生費と交際費等との区分	<p>社内行事の費用のうち、次のようなものは交際費に含まれない。</p> <p>① 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に概ね社内ですべてに供与される通常の飲食に要する費用 ② 従業員（OBを含む）またはその親族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準で支給される金品の費用</p>	<p>租税特別措置法通達（法人税）61の4(1)-10 07・改正</p>
	20-4 交際費等の損金算入	<p>1 14年1月1日から20年3月31日までの間の事業年度に支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額は損金の額に算入できる。</p> <p>① 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員・従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。以下「飲食費」）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいう。</p> <p>② 1人当たり5,000円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しない。</p> <p>2 中小法人は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用できる。</p> <p>① 中小法人とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人をいう。</p> <p>② 定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額をいう。</p>	<p>租税特別措置法第61条の4 18・改正</p>
交際費等の範囲	20-5 交際費等の範囲と金額	<p>租税特別措置法第61条の4第4項第2項に規定する「交際費等」の金額は、飲食その他これに類する行為のために要する費用として支出する金額を当該費用に係る飲食その他これに類する行為に参加した者の数で除して計算した金額とし、金額は5,000円とする。</p>	<p>租税特別措置法施行令第37条の5第1項</p>

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
20 交 際 費 ・ 寄 付 金 ( 続 き	交際費等の 範囲(続き)	20-6 役員・使用人に支給される交際費など	役員・使用人に交際費、接待費等として支給される金品は、支給を受ける者の給与とする。 ただし、業務のために支給されるもので、使用したことの事績の明らかなものについては、課税しない。	所得税基本通達28-4
	20-7 接待を受けるためのタクシー代	他社が主催する懇親会に役員・社員が出席するためのハイヤー・タクシー代(会社～懇親会場～自宅)は、法人がその得意先、仕入先など事業に関係のあるもの等に対する接待、供応、慰安、贈答などの交際費に該当せず、旅費交通費に該当する。	質疑応答事例 法人税 (交際費等1)	
	20-8 講師への給食費	講師に社内で一律に500円ないし600円程度の弁当等を給食しているときの費用は、接待費というよりは講師委嘱に関連して通常発生する費用と認められる(交際費として計算する必要はない)。少額で臨時的な費用であり、強いて源泉徴収することを要しない。	質疑応答事例 法人税 (交際費等2)	
	20-9 販売代理店等の従業員の健康診断費用	代理店の全従業員を対象に健康管理の一環として巡回バスによる健康診断を実施するための費用は交際費等または寄付金以外の単純損金に該当する。	質疑応答事例 法人税 (交際費等3)	
	20-10 社交団体の入会金	法人が社交団体に支出する入会金のうち、個人会員として入会する場合の入会金は、入会が業務の遂行上必要であると認められるときは交際費とする	法人税基本通達9-7-14 77・改正	
	20-11 社交団体の会費等	法人が入会している社交団体に支出した会費その他の費用は、次の区分に応じ、次による。 ① 経常会費は、その入会金が交際費に該当する場合には交際費とし、その入会金が給与に該当する場合には会員たる特定の役員・使用人に対する給与とする。 ② 経常会費以外の費用は、法人の業務の遂行上必要なものであると認められる場合には交際費とし、会員たる特定の役員・使用人の負担すべきものであると認められる場合には当該役員・使用人に対する給与とする。	法人税基本通達9-7-15 71・改正	
	20-12 同業団体等の会費	法人が同業団体等に支出する会費(広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生などの費用の分担金)は、損金とする	法人税基本通達9-7-15の3 80・追加	
	20-13 取引先への災害見舞金など	法人が、取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先(従業員を含む)に対して行なった災害見舞金の支出または事業用資産の供与もしくは役務の提供に要した費用は、交際費等に該当しない。	租税特別措置法通達(法人税61の4(1)-10の3) 11・改正	
	20-14 自社製品等の被災者への提供(再掲)	法人が不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行なう自社製品等の提供に要する費用は、交際費等に該当しない。	租税特別措置法通達(法人税61の4(1)-10の4)	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
20 交 際 費 ・ 寄 付 金 ( 続 き )	寄付金への課税	20-15 被災者のための義援金等の範囲 災害救助法に基づき被災者のための義援金等の募集を行なう募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）に対して拠出した義援金等は地方公共団体に対する寄付金に該当する。	所得税基本通達78-5 08・改正
	20-16 寄附金控除の額の計算	特定寄附金を支出した場合には、第1号に掲げる金額が第2号の金額を超えるときは、その超える金額をその年分の所得金額から控除する。  1 特定寄附金の合計額が所得金額の100分の40超のときは100分の40 2 2,000円	所得税法第78条
	20-17 県の津波対策施設等の整備に企業が支出する寄付金に係る税務	[照会] 東日本大震災を踏まえた新たな知見に基づいた津波対策を進めるに当たり、県条例で基金を設置し、県内外の個人、法人から広く寄付金を募集することにした。 これは、「その寄付をした者がその寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が寄付をした者におよぶと認められるものを除く」（法人税法第37条第1号、所得税法第78条第2項）に当たるとはならないかという疑問が生ずることも考えられる。  [回答] 「特別の利益がその寄付をした者におよぶと認められるもの」には該当せず、「国または地方公共団体に対する寄付金」（法人税法第37条第3項、所得税法第78条第2項）として取り扱って差し支えない。	文書回答事例 法人税 13.2.28
21 退 職 給 付 ・ 年 金	退職所得	21-1 退職手当等の範囲 本来退職しなかったならば支払われなかったもので、退職に基因して一時に支払われることとなった給与をいう。したがって、退職に際しまたは退職後に支払われる給与で他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質のものは退職手当等に該当しない。	所得税基本通達30-1
	21-2 退職手当等とみなす一時金	次の一時金は所得税法第30条（退職所得）の退職手当とみなす。  ① 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法等の一時金 ② 確定給付企業年金法の一時金	所得税法第31条
	21-3 退職所得の金額	課税退職金額は、次のとおりとする。  ① 退職所得の金額はその年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1相当額とする ② 退職所得金額は、次の金額とする イ 勤続年数が20年以下である場合 40万円×勤続年数 ロ 勤続年数が20年を超える場合 800万円+70万円×（勤続年数-20年） ③ 障害退職の場合 通常退職金②の控除額+100万円	所得税法第30条第2項、第3項、第5項 タックスアンサー 所得税 退職所得 No.1420

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21 退 職 給 付 ・ 年 金 ( 統 括 )	前払い退職金	<p>21-4 退職金前払い制度で退職金を廃止する場合の取り扱い</p> <p>いわゆる退職金前払い制度への移行は、新たな退職給与規程の制定に当たらず、過去勤務期間に係る退職金相当額(一時金)は「給与所得」となる。</p> <p>退職金前払い制度により支給される退職金相当額は、退職により一時に支払いを受ける給与ではないので、退職所得には該当せず、給与所得となる。</p> <p>退職金前払い制度で分割支給される退職金相当額は退職所得には当たらず、同制度への移行は「新たな退職給与規程の制定」とはいえない。また、その移行日前の過去勤務期間に係る一時金を退職まで据置支給も可能であることからすると、精算の必要があるとも認められない。</p>	<p>質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算12)</p>
	21-5 受給者が掛金を拠出することにより退職に際しその使用者から支払われる一時金の収入金額	<p>在職中に使用者に所定の掛金を拠出することにより退職に際して使用者から支払われる一時金は退職手当等とする。この場合において、その退職手当等の収入金額は、その一時金の額から受給者が拠出した掛金の額を控除した金額による。</p> <p>注 掛金の運用益として元本に繰り入れられた金額は、各人ごとの掛金の額が区分経理されている場合において、当該掛金に対応する運用益としてその者に係る一時金の原資に繰り入れられたものをいい、当該運用益に係る所得は、掛金が貯蓄金として管理されている場合には利子所得とし、その他の場合には雑所得として課税することとなる。</p>	<p>所得税基本通達30-3 02・改正</p>
	非課税年金	21-6 非課税年金の範囲	<p>非課税とされる年金には、次に掲げるものが含まれる。</p> <p>① 死亡した者の勤務に基づき、使用者であった者から当該死亡した者の遺族に支給される年金</p> <p>② 死亡した者がその勤務に直接関連して加入した社会保険または共済に関する制度、退職年金制度等に基づき、当該死亡した者の遺族に支給される年金で、当該死亡した者が生存中に支給を受けたとすれば雑所得の規定によりその者の公的年金等とされるもの</p>
	21-7 法人が契約する個人年金保険の保険料の取り扱い	<p>法人が個人年金保険に加入して保険料を支払った場合の保険料の取り扱いは次による。</p> <p>① 死亡保険金、年金の受取人が法人の場合は、支払った保険料の額は取り崩すまで資産に計上</p> <p>② 受取人が被保険者または遺族である場合は、保険料の額は当該使用人の給与</p> <p>③ 死亡給付金の受取人が遺族、年金の受取人が法人である場合 支払った保険料の90%は資産に計上、残額は損金に算入</p> <p>ただし、特定の使用人(親族を含む)のみを受取人としている場合の保険料は当該使用人の給与とする。</p>	<p>法人税個別通達 90.5.30</p>

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21 退 職 給 付 年 金	21-8 法人が支出した年金掛金等	<p>法人が支出した次の各号の掛金，保険料，事業主掛金または信託金等は，被共済者，加入者または信託の受益者等に対する給与所得に係る収入金額に含まれない。</p> <p>① 勤労者退職金共済機構，特定退職金共済団体が行なう退職金共済掛金  ② 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金（加入者負担分を除く）  ③ 適格退職年金契約に基づく掛金または保険料（受益者負担分を除く）  ④ 企業型確定拠出年金規約に基づく事業主掛金  ⑤ 財産形成給付金契約に基づく信託金等</p>	<p>所得税法施行令第64条</p> <p>法人税法施行令第135条</p>
	21-9 確定給付企業年金の給付額から控除する「加入者の負担した金額」	<p>〔照会要旨〕</p> <p>確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金は，公的年金等に該当するとされるが，規約に基づいて拠出された掛金のうちその年金が支給される加入者の負担した金額がある場合には，以下の算式によって計算した金額を控除した金額に相当する金額が公的年金等に係る収入金額とされている。</p> <p>控除額＝年金の額×（加入者の負担した額÷（年金の年額×支給開始日における余命年数））</p> <p>ところで，確定給付企業年金が終身年金である場合には，年金受給者が生存し続ける限り，年金の給付を受けることになるが，上記算式で算出した控除額の累計額が加入者が実際に負担した金額の総額を超える場合も，上記算式で算出した金額を控除し続けることができるか。</p> <p>〔回答要旨〕</p> <p>控除額は加入者が負担した金額の総額に達するまでの金額が限度とされているので，控除額の累計額がその総額を超える場合には控除することはできない。</p>	<p>質疑応答事例 源泉所得税 （その他の所得2）</p>
（ 続 き ）	21-10 小規模企業共済等掛金控除	<p>所得者が小規模企業共済等掛金を支払った場合や給与から控除された場合には，その年中に支払った金額を所得から控除する。</p> <p>小規模企業共済等掛金とは，次に掲げる掛金をいう。</p> <p>イ 小規模企業共済契約に基づく掛金 この掛金は，所得者が，独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除く）に基づいて支払った掛金。</p> <p>ロ 確定拠出年金法に基づく企業型年金または個人型年金の加入者掛金</p>	<p>所得税法第75条</p> <p>所得税法施行令第208条の2</p>



区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
21 退 職 給 付 年 金 ( 統 続 き	21-11 中退共制度への移行による打切支給の退職手当等として支払われる給与（払い込み上限額を超過する部分を一時金として支払う場合）	中退共制度への移行に当たり、過去勤務期間に係る掛金の払い込み金額に上限が設けられているため、企業内退職金制度における退職金資産相当額の全額を払い込むことができず、払い込みができない分を精算一時金として支払うこととなったときは、「その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤務期間を一切加味しない条件のもとに支払われるもの」(所得税基本通達30-2)には当たらず、給与所得になる。	質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算16)	
	確定拠出年金	21-12 企業型確定拠出年金の加入者掛金の源泉控除等	企業型年金加入者掛金の納付を行なう事業主は、前月分の掛金を給与から控除することができる。 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付する。	確定拠出年金 法第21条の3
		21-13 確定拠出年金の掛金の損金算入	企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出した事業主掛金は、損金の額に算入する。	法人税法施行 令第135条第1 項第3号
		21-14 確定拠出年金の加入者掛金控除（再掲）	企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金はその年の所得金額から控除する。	所得税法第75 条第2項
		21-15 確定拠出年金の拠出限度額	企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金と加入者掛金との合計額は、政令で定める事業主掛金の額の上限を超えてはならない。	確定拠出年金 法第20条
		21-16 確定拠出年金の非課税拠出限度額（月額）	1 企業型 ① 他の企業年金がない場合 5.5万円 ② 他の企業年金がある場合 2.75万円 2 個人型 ① 企業年金がない場合 2.3万円 ② 自営業者 (国民年金基金を含む) 6.8万円	確定拠出年金 法施行令第11 条、第36条
		21-17 確定拠出年金への移行による打切支給を退職手当等として支払われる給与	確定拠出年金制度への移行が中小企業退職金共済制度と同様の手順（全員打ち切り支給・全員加入）によって行なわれる場合には、退職所得として取り扱われる。	質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算19)
		個人型確定拠出年金	21-18 個人型の確定拠出年金への全員加入による打切支給が退職手当等として支払われる給与 企業内退職金制度を廃止して全員加入の個人型の確定拠出年金を実施するときに、引き続き勤務する使用人に支払われる一時金は、退職金制度を廃止したことによる一時金であり、給与所得になる。 個人型の確定拠出年金制度は、退職金制度を採用していない企業の使用人が任意で加入するものであり、企業型の確定拠出年金制度とは異なり、そもそも資産移換が認められていない。たとえ結果的に引き続き勤務する使用人全員が任意加入することになっても、外部拠出型の退職金制度への移行には当たらない	質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算14)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21 退 職 給 付 年 金 （ 統 括 ）	確定給付企業年金	〔回答〕 次のとおり取り扱って差し支えない。 1 基金一時金 受給期待者の場合は退職所得、年金受給者の場合は将来の年金給付の総額に代えて支給を受ける場合には退職所得となるが、そうでない場合は原則として一時所得 2 非加算適用加入員に支給される基金一時金 一時所得 3 加算適用加入員に支給される会社一時金 給与所得	文書回答事例 所得税 05.3.29
	21-20 引き続き勤務する従業員に支払われる確定給付企業年金の制度終了に伴う一時金	確定給付企業年金の規定に基づいて支給を受ける一時金で、加入者の退職により支払われるものは退職所得とみなされる。 引き続き勤務する従業員に支払われる一時金は一時所得となる。	質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算23）
	21-21 確定給付企業年金の給付減額に伴い支給される一時金の課税	〔照会要旨〕 確定給付企業年金において給付減額を行なう際に希望者に対して最低積立基準額の全部を一時金として支給する場合の所得税の取扱いはどうか 〔回答要旨〕 法に基づき支払われる一時金で退職により支払われるものは、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものと認められるので、退職所得として取り扱われる。	質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算24）
	21-22 企業型確定拠出年金の導入により支払われる適格退職年金契約の解除一時金の課税上の扱い	〔回答〕 就業規則等によれば、定年退職は満60歳に達した年の年度末とされている。資格喪失者の退職日が一時金の支給を受けた年の翌年であることからすると、退職日前に解除一時金に係る所得が実現していることは否めない。 したがって、一時金は退職に基因しない適格退職年金契約の解除一時金となり、一時所得になる。	文書回答事例 所得税 09.3.27
	21-23 適格年金廃止後も継続する退職年金契約	〔回答要旨〕 事業主が負担する保険料は給与所得、退職一時金は一時所得、退職年金は公的年金等以外の雑所得としてそれぞれ課税される。	質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算25）
遺族年金の課税・非課税の区分 （ 統 括 ）	21-24 遺族が受ける給とおよび公的年金等および退職手当など	死亡した者に係る給与等、公的年金等および退職手当等で、その死亡後に支給期の到来するもののうち課税しないものとされるもの以外のものに係る所得は、その支払いを受ける遺族の一時所得に該当するものとする。	所得税基本通達34-2 89・改正
	21-25 年金支給による退職金の評価および遺族年金	〔照会要旨〕 1 被相続人甲の死亡退職金は、5年間据置かれ、その後10年にわたり支給されるが、相続、遺贈により取得したものとみなされる退職金の額は、どのように評価するか。 2 遺族に就学中の子供がいたので、その者が23歳に達するまで会社から育英資金が年金として支給される。この育英資金についても相続税が課税されるか。課税されるとすればその評価はどうか。 〔回答要旨〕 ① 5年据置で、10年間支給の退職金は、5年の基準年利率による複利原価率を乗じて評価する。 ② 育英年金は、相続、遺贈により取得したものとみなされるから、相続税が課税される。年金は、相続税法第24条第1項第1号の規定で評価する。	質疑応答事例 相続税・贈与税 （法定評価2）

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21 退職給付・年金 (続き)	掛金拠出年金	在職中に使用者に対し所定の掛金を拠出することにより退職後に使用者から支給される年金は公的年金等とする。その収入金額は、その年中に支給される年金額から受給者が拠出した掛金額を控除した金額とする。	所得税基本通達35-5 02・改正
	21-27 定年前退職者等への転進助成金	社員に退職後の職業に役立つ資格、技能を習得するために受講、受験した社外の講座、試験の費用の支給は、退職前に支給するものは雇用関係に基づいて受ける給付であり、給与所得に該当する(退職後給付は雑所得)。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得1)
22 カフェ エ テ リ ア プ ラ ン	課税・非課税の判断基準	<p>従業員に付与されるポイントに係る経済的利益については、原則として従業員がそのポイントを利用してサービスを受けたときに、そのサービスの内容によって課税・非課税を判断する。</p> <p>カフェテリアプランのメニューの中には、課税扱いと非課税扱いが混在しているが、メニューの各項目は、一定の要件に該当しなければサービスを受けられないものであり、また、そのサービスを受けられないことによって金銭が支給されるものではないので、従業員に付与されるポイントについては、現に従業員がそのポイントを利用してサービスを受けたときに、その内容に応じて課税・非課税を判断するものとして差し支えないと考えられる。</p> <p>ただし、企業の福利厚生費として課税されない経済的利益とするためには、役員・従業員にとって均等なものではないこと、役員・従業員の職務上の地位や報酬額に比例してポイントが付与されるものは、カフェテリアプランのすべてについて課税することとなる。</p> <p>また、課税されない経済的利益は企業から現物給付の形で支給されるものに限られるので、ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプランは、そのすべてについて課税することとなる。</p>	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得19)
	旅行費用、自社製品購入関係	22-2 カフェテリアプランによる旅行費用等の補助を受けたとき	<p>カフェテリアプランの次のメニューを利用することによる経済的利益の課税関係は下記によると考えられる。</p> <p>① リフレッシュメニュー リフレッシュメニューは、使用者が企画・立案したレク行事のように従業員等に一律にサービスが供与されるものではなく、ポイントを利用する従業員等に限り供与されるものであることから、個人の趣味・娯楽による旅行等の個人が負担すべき費用を補填するものと認められ、給与等として課税対象となる。</p> <p>なお、契約施設を利用した場合の一般料金と割引料金の差額は、全従業員等が一律に供与を受けるものである限り、課税しなくて差し支えない。</p> <p>② 自社製品購入 個人が負担すべき購入代価を会社が負担するものと認められるので、給与等として課税対象となる。</p> <p>なお、このメニューを利用した場合には、値引率が(設問では)30%を超えることとなり、原則として値引額全体が課税対象となるが、自社製品を一定の条件で値引き販売することが確立している場合には、個人が負担すべき購入代価を会社が負担した部分、すなわちポイント利用相当額のみを課税対象として差し支えない。</p>

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
22 カ フ ェ テ リ ア プ ラ ン (続 き)	医療費関係 22-3 カフェテリアプランによる医療費等の補助を受けたとき	<p>カフェテリアプランのメニューには、健康サポートとして、神経症、精神病、アルコール中毒等の早期発見、再発防止などに係る費用の補助や、医師の診断に基づく健康増進施設・運動療養施設の利用費用を実費の範囲内（例えば年間5万円が限度）で補助するものがあるが、この健康サポートを利用することで従業員が受ける経済的利益の課税関係は下記によるものと考えられる。</p> <p>① メニューが、健康管理の必要から一般に実施されている健康診断である場合には、課税しなくて差し支えない            雇用主に対しては、役員・従業員の健康管理の必要から、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、メニューが従業員等の健康管理の必要から一般に実施されている健康診断である場合には、課税しなくて差し支えない。</p> <p>② メニューに係る費用が、所得税法に規定する「医療費」に該当する場合には、課税しなくて差し支えない            メニューに係る費用が所得税法に規定する「医療費」に該当する場合には、当該費用に係る経済的利益には、傷病に基因することが明らかであり、また、実費の範囲内かつ例えば年間5万円が限度とされていることから、この程度の金額であれば所得税法施行令第30条第3号に規定する「見舞金」に類するものとして、課税しなくて差し支えない。            ただし、補助は医療費を補填するものであるから、医療費控除の金額の計算上、支払った医療費の金額からこの補助により補填される部分の金額を除く必要がある。</p>	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得21)
23 参 考	ストック・オプション 23 株式等を取得する権利の価額	<p>権利行使日等における株式の価額は、次による。</p> <p>① 上場されている場合 公表された最終の価格            ② 旧株が上場されている場合で当該新株が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該新株につき合理的に計算した価額            ③ ①②の新株に係る旧株が上場されていない場合 ①②の最終の価格を気配相場の価格と読み替えた価額            ④ ①～③以外の場合 次の価額とする。            (1) 売買実例がある株式は最近売買されたもののうち適正と認められる価額            (2) 公開途上にある株式はブックビルディング方式または競争入札方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額            (3) 売買実例がないもので類似する他の法人の株式の価額があるものは当評価額に比準して推定した価額            (4) (1)～(3)以外は純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額</p>	所得税基本通達23～35共9

## 経営効果の理論的背景を探る

— 福利厚生と余暇⑥…新たな余暇の背景 —

山梨大学教授 西久保 浩二

## 「休める会社」が採用のキーワードに

わが国での伝統的な「集团的余暇」が魅力を失っている背景には近年の働き方、休み方の多様化、就労意識の変化や、さらに深層には「遊び」についての経験値の違いがあると考えられる。

働き方改革もたらす変化は、時間、空間での「分散化」という変化をもたらす可能性が大きい。

既に進行してきたフレックスタイムやテレワーク（在宅勤務）に始まり、短時間勤務、半休・時間休制度などもかなり普及した。また、今後はインターバル制度も一気に普及する可能性が高い。

この他にも話題を集めるユニークな休暇制度が多数、開発・導入されている。読者諸兄はいくつご存じだろうか。週休三日制、サバティカル制度、アニバーサリー休暇、ブライダルデー休暇、プロジェクト休暇、ボランティア休暇あたりは恐らくご存知であろう。では、キッズサポート休暇、エンドレスサマー制度、エンタメ休暇、LOVE休暇、育自分休暇制度、失恋休暇、ペット忌引休暇、親孝行休暇、勉強休職制度、果てはRockの日、などはどうだろうか（笑）。実に多種多様、多彩な休暇制度が登場してきている。制度の名称から大体的内容や趣旨の推測はできると思われるが、実に面白い個性的な休暇制度が開発途上にある。

これらは話題性もあり、最近の「楽しく働きたい志向」を強める若者層が増える中で、売り手優位の労働市場が当面続くことが予測されており、さらに新たなおもしろい休暇制度が開発されるだろう。そして従来からの定番的な休暇制度だけでも、そこに加えて上記のようなユニークな制度の導入の追随を図る大企業なども増えてくると思われる。採用難で苦しんでいる中小企業でも真剣に考えられた方がよからう。「休める会社」

が今の採用市場では最も重要なキーワード、企業の魅力アピールの外せない軸になりつつある。

ワーカホリック（仕事中毒）、社人人間と揶揄されてきた日本人にもいよいよ「休める時代」「休みを楽しむ」時代が到来しつつあるのではなかろうか。

## 集团的余暇から個別的、個人的余暇へ

お気づきのとおり、これらのユニーク系、おもしろ系の休暇制度の共通点としては極めて当事者として「個別事情的」「個人的」であり、また時間、空間的に「分散的」「突発的」な休暇制度なのである。従来からの土日・祝日、夏季・冬季休暇が「一斉的」「固定的」「定期的」であったことと全く対称的なものといってもよい。社内の誰が、何時、誰と、何処で「休暇」を利用するか、その選択の自由度が高く、多様である。結果的には、休暇の時期が社員全員、部署内全員が揃うようなことは期待できるはずもない。だから従来からの「集团的余暇」の企画が併行して社内に提示され、参加を要請されたとしても、働き方の多様化だけでなく、裏側のこうした休み方の多様化が進むことで、従業員にとっては物理的にも、心理的にも参加が困難になるわけである。

また、読者の多くが既に感じ取れたかとも思うが、これらのユニーク系、おもしろ系の休暇制度そのものが既に「余暇」そのものになってしまっているわけである。バーゲンセールや人気アーティストのコンサートのためだけ付与される休暇制度などは、その買い物やコンサートと一体化した余暇活動である。プロジェクト終了時にそのメンバーだけが、旅費補助を受けてどこかを一緒に旅することは達成感を共有し、苦労をねぎらい合う楽しい旅になるのである。

これらの多くは休日、休暇、アフターファイブにわざわざ皆で集まって「余暇」を執り行なうといった「集团的余暇」のある種、形式ばったものではなく、極めて個人的に、あるいは気の合った仲間だけでカジュアルな余暇を楽しめるものが多い。若者たちにとってこうした余暇の取り方、過ごし方が本当に喜ばれるのであろうし、実際に癒されるのである。

---

## オフィス環境の変化も余暇に影響

---

もうひとつ新しい余暇のあり方を模索しなければならぬ背景がある。それは職場という空間面での変化であって「集团的余暇」が後退せざるを得ない要因のひとつとなってきている。

オフィス（空間）についても日本企業の特色といわれた開放型の大部屋方式だけでなくなりつつある。まず始まったのが大手オフィス機器メーカーが提案した社内どこでもネットに繋いで働けるフリースペース方式である。自分の決まったデスクをもたずに、社内ならば執務室、会議室だけでなく、社員食堂、休憩室、屋上庭園などどこでもネットを繋げて仕事ができる。ミーティングもできるといった環境が拡がりつつあり、若者たちの支持を集めている。気分転換で新たな発想が創発されることや、社内他部門のメンバーや、役員個室から追い出されたエクゼクティブ達とも気軽にコミュニケーションできる環境が造られることで、社内の風通しもよくなり、人と人との様々な好ましい相互作用が活発化することが期待されている。誰がどこで仕事しているか、見渡せなくなっているのである。

この他にも最近では、企業の本拠地から離れた所にリゾート地や通勤ポイントなど設置されたオフィス群を、本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のようなものとした「サテライトオフィス」を皮切りに、他社とオフィスを共用する「シェアオフィス」や、駅ナカ等に設けられた「レンタルオフィス」などが拡がっている。さらに進化形としての「コワーキングスペース」がある。これは利用者同士が交流を図り、コミュニティを形成することでビジネスを後押ししようとする空間である。当初は自由業、自営業など個人の利用が多かったようだが、最近では社外的な人材リソースとの協業やアントレプレナーシップの醸成を目指す大

企業からも注目を集め始めたようだ。また、社用車のなかに作られる「モバイルオフィス」なども車中泊ブームの中で専用車が開発されるなど話題となっている。このような大部屋時代には想像もできなかったオフィスの多様化、分散化も始まるうとしている。この動きは育児や介護、疾病（治療）との両立をはかる上でも注目されており、在宅オフィスと共に広がる気配を見せている。

このような職場という空間も大きく変わり始めた。人類史上、初めて「通勤」というものを生み出した産業革命以来、労働者が1カ所に集まり、そこで分業、協業するというワークスタイルが徐々にだが変わりはじめている。とすれば益々「集团的余暇」というものの適性が低下することになる。終業ベルとともに、社員皆で集まって行うイベントといったものが一番、難しくなるわけである。つまり、「集团的余暇」が従業員にとって最も「集まるコスト」「帰るコスト」が高い面倒な余暇活動となりかねない。

---

## 求められるのは「開かれた余暇」

---

こうした働き方、休み方の双方において時間的、空間的なバラバラ感、多様性、自由度が進行し、それに慣れていくなかで従業員たちの生活行動、生活時間にも当然、変質してゆく。それが従来型のステレオタイプの「集团的余暇」に対するある種の違和感、面倒さのようなものを強く感じさせるようになってきているのである。

では、求められているそうした新しい職場環境、そして就業意識が拡がるなかでの「余暇のあり方」とはどういったものなのか。

やはり、当然の成り行きとしてキーワードは「個」なのでなかろうか。あるいは「個が活かされたチーム」といった小規模な集団といったものが、主体となれる余暇が好まれていくと考えられる。また、社内の従業員、部内の従業員だけに限定された閉ざされた余暇、クローズな余暇ではなく、部外や社外に開かれたメンバーシップの下での余暇が求められている。「出会い系余暇」と呼んでもよかろう。決まりきったいつもの顔ぶれの「余暇」ではなく、新鮮なメンバーの方が楽しめる可能性もある。次回、福利厚生としての「余暇」のあり方を基本から考え直してみようではないか。

# 人口動態統計の概数まとまる

— 合計特殊出生率は前年の1.44から1.43に低下 —

厚生労働省は6月1日に17年の「人口動態統計(概数)」を発表した。確定数は7月に公表予定。本文中16年以前の数値は確定数。これによると、出生数は94万6,060人で、前年の97万6,978人より3万918人減少した。人口千対の出生率は7.6で、前年の7.8より低下した。合計特殊出生率(15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したものは前年の1.44を下回る1.43だった。

出生数と死亡数の差である自然増減数は△39万4,373人で、前年の△33万770人より減少、11年連続でマイナスとなった。自然増減率(人口千対)は△3.2で、低下は11年連続だった。

**出生数** 17年の出生数は94万6,060人で、前年の97万6,978人より3万918人減少した。

出生数を母の年齢別(5歳階級)にみると、17年は44歳以下では減少した。

第1子出生時の母の年齢は晩産化傾向にあり、15年以降30.7歳になった。

**合計特殊出生率** 17年の合計特殊出生率は1.43(前年1.44)だった。05年には過去最低の1.26を示したが、その後は増加、14年は9年ぶりに低下、15年は再び上昇したが、16年、17年と低下した。

母の年齢(5歳階級)別にみると、34歳以下の階級では低下し、35～49歳の階級では上昇した。最も高かったのは30～34歳だった。

**婚姻** 17年の婚姻件数は60万6,863組で、前年の62万531組より1万3,668組減少した。婚姻率(人口千対)は4.9となり、前年の5.0より低下した。

17年の平均初婚年齢は夫31.1歳、妻29.4歳で、ともに前年と同じだった。

**離婚** 17年の離婚件数は21万2,262組で、前年の21万6,798組より4,536組減少した。

17年の離婚率(人口千対)は1.70で前年の1.73を下回った。

**死亡数・死亡率** 17年の死亡数は134万433人で前年の130万7,748人より3万2,685人増加、17年の死亡率は(人口千対)は10.8(前年10.5)だった。

**死因** 17年の死亡数を死因順位別にみると、第1位は悪性新生物(腫瘍)で37万3,178人、死亡率(人

17年の都道府県別の人口動態

区分	平均初婚年齢(歳)		合計特殊出生率	自然増減数(人)	離婚件数
	夫	妻			
全 国	31.1	29.4	1.43	△394,373	212,262
北海道	30.7	29.3	1.29	△ 28,377	10,147
青森	30.8	29.0	1.43	△ 9,540	2,092
岩手	30.7	29.1	1.47	△ 9,055	1,860
宮城	30.9	29.4	1.31	△ 7,228	3,734
秋田	30.8	29.2	1.35	△ 10,027	1,366
山形	30.7	29.0	1.45	△ 8,072	1,454
福島	30.5	28.6	1.57	△ 11,564	3,201
茨城	31.0	29.1	1.48	△ 11,827	4,694
栃木	31.0	29.1	1.45	△ 7,803	3,215
群馬	31.0	29.3	1.47	△ 9,306	3,154
埼玉	31.5	29.5	1.36	△ 12,696	12,161
千葉	31.6	29.6	1.34	△ 14,938	10,359
東京都	32.3	30.4	1.21	△ 7,460	23,053
神奈川県	31.8	29.9	1.34	△ 12,221	15,370
新潟	30.8	29.1	1.41	△ 14,356	2,902
富山	30.9	29.2	1.55	△ 5,982	1,393
石川	30.9	29.1	1.54	△ 4,031	1,540
福井	30.4	29.0	1.62	△ 3,491	1,083
山梨	31.1	29.2	1.50	△ 3,973	1,373
長野	31.4	29.5	1.56	△ 11,150	3,212
岐阜	30.9	28.9	1.51	△ 8,925	2,963
静岡	31.1	29.1	1.52	△ 14,817	5,983
愛知	30.9	28.9	1.54	△ 4,738	12,470
三重	30.7	28.8	1.49	△ 7,867	2,784
滋賀	30.7	29.2	1.54	△ 1,484	2,204
京都	31.4	29.8	1.31	△ 7,908	4,105
大阪	31.0	29.5	1.35	△ 20,481	16,930
兵庫	30.8	29.4	1.47	△ 14,980	9,113
奈良	30.9	29.4	1.33	△ 5,521	2,055
和歌山	30.2	28.7	1.52	△ 6,308	1,714
鳥取	30.5	28.9	1.66	△ 3,225	894
島根	30.5	29.0	1.72	△ 4,585	1,035
岡山	30.2	28.7	1.54	△ 6,695	3,241
広島	30.5	28.9	1.56	△ 8,646	4,604
山口	30.0	28.7	1.57	△ 9,260	2,194
徳島	30.6	29.3	1.51	△ 5,025	1,169
香川	30.4	28.9	1.65	△ 4,507	1,684
愛媛	30.3	28.8	1.54	△ 8,577	2,316
高知	30.9	29.4	1.56	△ 5,313	1,271
福岡	30.7	29.3	1.51	△ 9,091	9,606
佐賀	29.9	28.6	1.64	△ 3,231	1,285
長崎	30.1	29.2	1.70	△ 6,956	2,089
熊本	30.4	29.3	1.67	△ 6,931	2,859
大分	30.2	29.1	1.62	△ 5,740	1,943
崎	29.8	28.7	1.73	△ 4,952	2,133
鹿児島	30.3	29.2	1.69	△ 8,626	2,771
沖縄	30.1	29.0	1.94	4,271	3,484

注 自然増減数=出生数-死亡数

口10万対)299.4、第2位は心疾患(高血圧性を除く)で20万4,203人、死亡率163.8、第3位は脳血管疾患で10万9,844人、死亡率88.1、第4位は老衰で10万1,787人、死亡率81.7となった。